

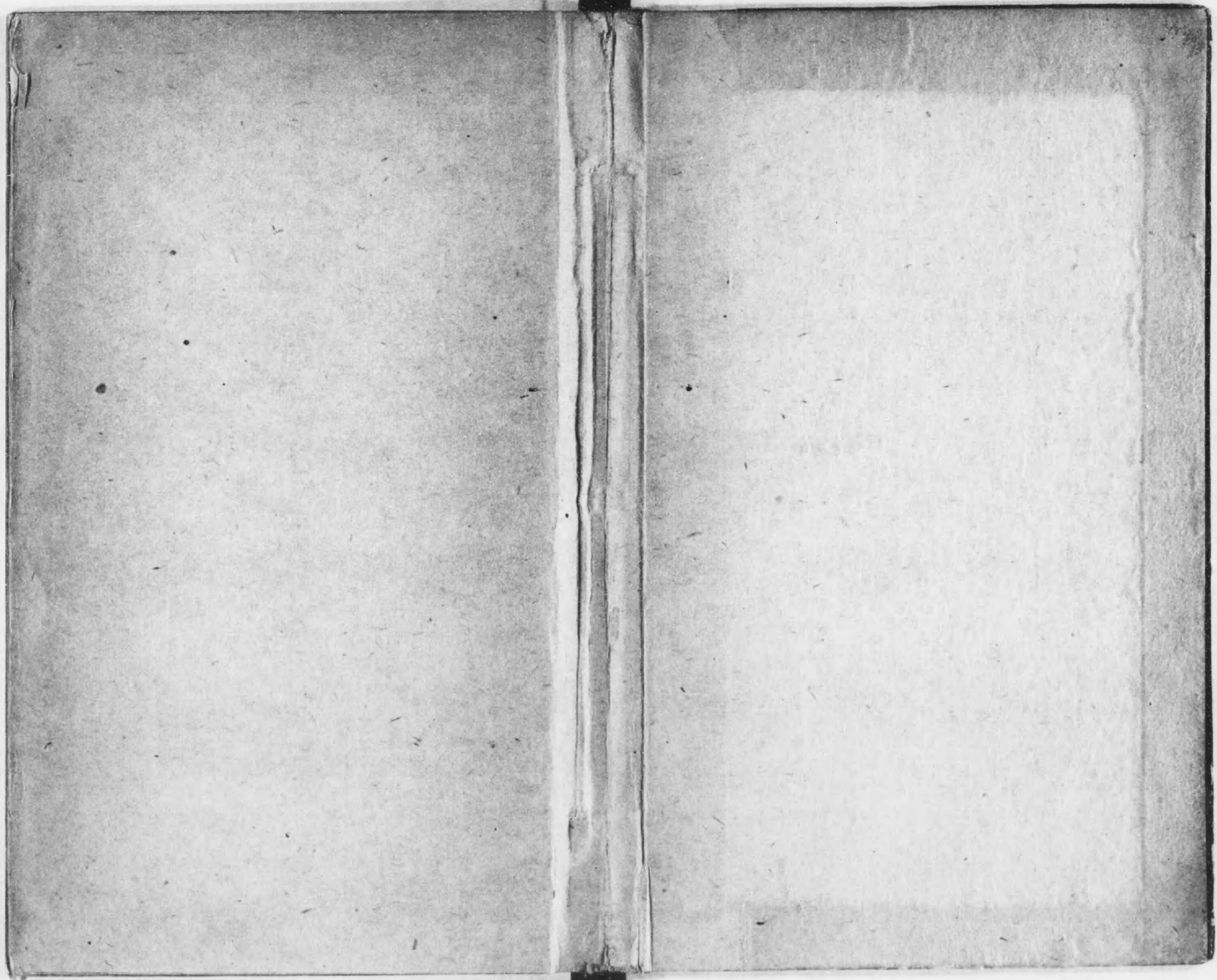
503

57

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始





115

503-57



荒木良造著

詭辯と其研究

内外出版株式會社發兌

大正
11. 2. 1.
内交

序言

一、吾々は兎に角考へねばならぬことになつて來た、今迄のやうに唯だ鵜呑みにせよと言はれても、鵜呑みの出來ぬことに屢々遭遇するし、それかと思ふと甲の人の説を聞き、乙の人の著書を読むたびに、思はず共鳴し感激することも屢々である、然しそれも冷やかに考へて見ると、案外詰まらない部類に屬するものであることも少くない、吾々は兎に角考へねばならぬことになつて來た。

一、耳から聞き眼から讀み、口で饒舌べりペンで書いて行くときに、唯だ「その儘」「有の儘」「思ひ付きの儘」足けでは到底不安心で堪へられない、「も一つ」「も一度」「もう一步」といふ理智の要求が、抑へやうとして抑へ切れなく活躍するのを感じる、理智の鋭いメスを振り翳して、疑問の病體を思ふ存分切り開いて見なければ、吾々は心底からの満足が出來ないことを直覺する、けれども悲しいこと

には人の多くは未だ未だ容易に目醒めて來さうにもない。

二

一、手近い一例として議會の有様を見ても、敵身方互に詭辯を弄し、揚足を取り、人身攻撃に互り、押問答に時を費し、或は毒舌を吐いて敵を忿怒せしめ、或は言葉尻を捕へて懲罰に付し、或は要領を得るが如くにして、その實何者をも得せしめず、或は堅白同異の辯を弄して己を欺き人を欺き、或は失言の釋明に失言し、或は皮肉に酬ゆるに皮肉を以てするなど、随分賑やかなことである。

二、議會計りでない、所々に催はさるゝ演說會講演會、學校辯論部の討論會擬國會、府縣郡市の講習會調査會から、路傍演說、野外講演に至るまで、將たまた雨後の筈のやうに出版される諸出版物、諸學藝雜誌、宗教美術の評論に至るまで、仔細にメスを深く入れて考へて行くと、随分詭辯を弄し、獨斷に馳せ、團子理窟を並べ、我田引水に陥つて思はず懇慫させられることがある。

三、此の傾向は益々社會の上下を風靡して來て、其場限りの技巧を尊び、痛快呼はり

に快哉を叫び、彌次の半疊語に苦心すると云ふやうな末事にのみ馳せて、重要なべき根本義を考へることを、考へ直すことを忘れて仕舞つて居るやうに思はれる、二千年の昔希臘にかういふ一時代があつたやうに、哲學史から教へられて居るが、それとこれとを較べ合はせて見ると、一種の感に打たれざるを得ぬ、本書が幾分にも迷うて居る舊い人、行き詰つて居る新しい人の參考に、反省に研究に何等か役立つ手引ともなり得たならば、著者の本望は達せられたのである。

大正十一年一月

著者

凡 例

一、Fallacyの譯語は色々ある、似而非推論、誤謬、謬論、過誤論、論過、謬見、不正論、相似、虚偽等であつてまち／＼である、適當な譯語に苦んで居るやうに思はれる、著者は「曲論」と譯した。

一、曲論を述べるには形式上のものと(Verbal)資料上のものと(Formal)言語上のものと(Material)を併せ述ぶべきであるが、著者は形式上のものは後廻しにして、あとの二つにのみ着手した、斯くするが本書の目的に適ふと信じたからである。

一、言語上の曲論と資料上の曲論とは互に衝突する又た交叉もする、これは己むを得ない事である、著者は著者の所信に従つて實例の所屬を決めた、説明の仕方も取つた。

一、著者が無遠慮に引用した實例について、或は心快からず思はれる方もあるかも知

れぬ、著者も左様に感せぬではない、然し學問のためには暫く辛抱して戴きたいと進言したい、過渡期には免れ難い道筋であるから。

一、實例をとるのに成る可く Popular なものからとらうとした、従つて多少下卑たかも知れぬ、其の非難は甘んじて受けやう、又た實例を主眼としたのであるから、全體を通じて何となく莊嚴の感を失つたかも知れぬ、それは著者の覺悟して居る所である。

一、中には詰まらないこんなものと思はれる例もないではない（例へば第二〇例第五五例第一二三例の如き）、著者も幾度か掲げるのに躊躇した、けれども詭辯の研究の如き試みは我國では未だ着手されて居ないやうであるから、勢ひ左様な例をもさし挿まざるを得なかつた、讀者の讀み分けを希望する。

一、實例には殆んど曲例のみを挙げた、然し中には二三正しい例もある、讀者の判斷に委せやう。

詭辯と其研究目次

第一章	緒論	一
第一編	言語上の曲論	二
第二章	曖昧語	二
第一節	意味の多様	一六
第二節	意味の擴大	二五
第三節	意味の縮小	二九
第四節	普通と固有	三三
第五節	漢字の讀方	四〇
第六節	同音多義	四三
第七節	反對語	四九

第八節 感情を含む語……………五三

第九節 語源……………七〇

第十節 句……………七八

第三章 文意曖昧……………九〇

第四章 文飾語……………一〇七

第五章 質問……………一二五

第六章 抑揚……………一三七

第七章 集合……………一四四

第八章 分離……………一五二

第九章 不願事情……………一六三

第一節 一般特殊……………一六三

第二節 特殊一般……………一八〇

第三節 特殊特殊……………二〇四

第二編 不當假定の曲論……………二一五

第十章 先決問題……………二一五

第十一章 竊取論點……………二三四

第十二章 循環論證……………二四七

第三編 論旨相違の曲論……………二六三

X第十三章 論點變更……………二六三

第一節 理由と理由……………二六五

第二節 理論と實際……………二八〇

第三節 質と量……………二八九

第四節 主と従……………二九二

第五節 目的と手段……………二九四

第六節 内容と價值……………三〇四

第十四章 感情に訴ふるもの……………三二〇

第一節 人格……………三二〇

第二節 聽衆……………三三九

第三節 無識……………三四四

第四節 引證……………三四九

第五節 威嚇……………三七九

第十五章 非難……………三九四

第十六章 比喻……………四二〇

第十七章 因果……………四四七

第一節 前後即因果……………四四八

第四編 論證不足の曲論……………

第二節 似而非因果……………四六一

第三節 輕重因果……………四五四

第四節 相互因果 付、錯倒因果……………四六〇

第十八章 常識……………四六九

第十九章 隱蔽……………四八一

第二十章 結論……………四九九

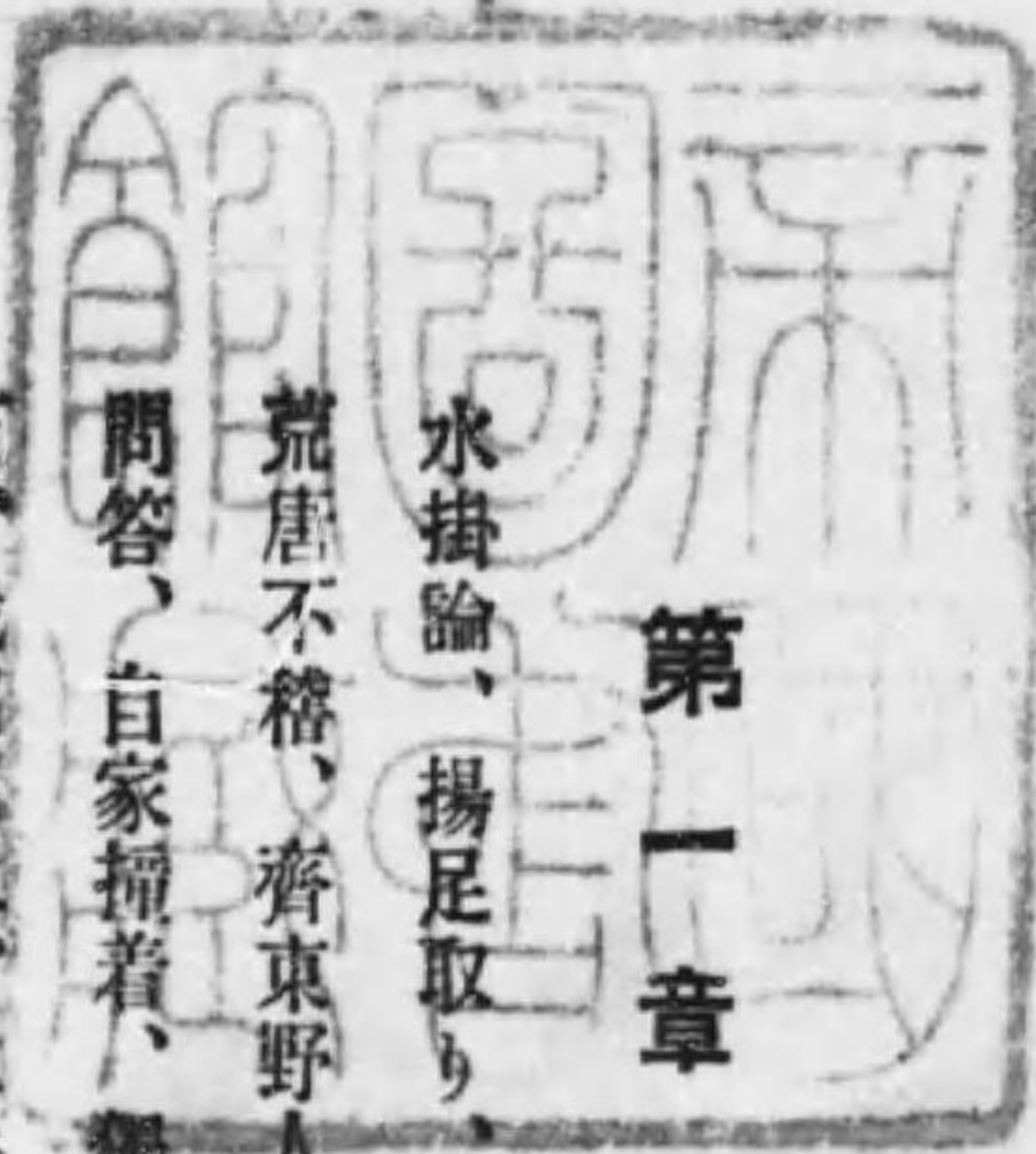


詭辯と其研究

文學士 荒木良造 著

第一章

緒論



水掛論、揚尾取り、首鼠兩端、堅白同異の辯、兩刀論法、杓子定規、矛盾、荒唐不稽、齊東野人の語、馱辯、遁辭、進退兩難、牽強附會、瓢箪餘、押問答、自家撞着、獨斷、大言壯語、御門違ひ、賣言葉買言葉、三百、嘘八百、我田引水、馱法螺、横車を押す、團子理窟、皮肉、口實、荒誕の説、道聽塗説、出鱈目、面目論、支離滅裂、屁理窟、默殺、曲解、不得要領、罵詈譏諷、論より證據、論難攻撃、大風呂敷、卓子論、横紙破り、逃げ口上、似而非推論、失言、片言雙語、人身攻撃、下手の長談義、短刀直入、

不徹底、毒舌、懸河の辯、逆説、背理問答、虚偽論、妄語、諷刺、小理窟、
謬論、長短の説、雄辯、訥辯、減らす口、差しで口、井底蛙の説、強辯、
暴論、名分論、語弊、非難、僻論、速断、デレンマ、バラドックス、アイ
ロニー、いかさま論、かこつけ論、胡魔化し論、こちつけ論、あてこすり、
言葉尻を捕へる、煙に捲く、寸鐵人を殺す、遠廻し、ませつ返し、逆振を
喰はす、口角泡を飛ばす、顧みて他を言ふ、言ひ廻し、穿き違へ、受太刀、
立板に水、半疊を入れる、誇張、藪蛇、謊言、難癖、前後錯倒、盲目滅法、
旋毛曲り、自縄自縛、針小棒大、抉ぐる、嫌味たつぶり、冗長、五十歩百
歩、疊の上の水練、眼光紙背に透る、受け賣り、泣寝入り、早や呑み込み、
急所を突く、奇想天外より落つ。

一に議論、二に議論、三に議論の世の中になつて来た、つい此間までは封建時代の
餘勢を受けて、議論などをする人は極めての少数に限られて居た、代議士とか辯護士

とか代言人とか新聞の主筆位のもので、ずっと小さい範圍のものであつた、言論の自
由は立派に國法に認められて居たけれども、別にその難有味は實生活に直接關係しな
かつた、寧ろ議論などするのは一種の罪惡のやうに感じられて居た、議論するよりは
命是れ従ふ方が適かに樂であつて、實益が多かつた、上役の命は是れ従ふべきもの、
先生の教は否や應なしに奉すべきもの、四書五經は暗記すべきもの、宿命的のものど
頭から觀念させられて来た、處が今日は全くこれと違つて、箸の上げ下ろしにも目的
を尋ね、動機を考へ、理由を説明し、權利を主張し、義務を強ひ、命令に抗辯し、規
定に問ふと云ふやうに、一旦議論の俎板に乗せ、庖丁を入れて見るなり、試験管に試
験液を注いで振つてすかして見るなりせなければ、奈何しても承知が出来ぬ、言ひ
度いことがあるならば思ふ存分言ひ切つて仕舞はねば納得せぬ、言論自由の意味が極
度まで徹底せなければ、満足が出来ないと云ふ物凄いいことになつて来た、これは一面
から云へば困つたことであるが、又た一面から云へば人として民族として一度は必ず

通過せなければならぬ大切な階段であるとも考へられる。

四

學問の研究に思索反省も必要であるが、議論は更に必要なものであるのみならず、國の政治に於ても、日常の生活に於ても、又た缺くべからざるものであることを直感する、議論によつて學問の研究がより深く進み、議論によつて國の政治が一層に涉り議論によつて日常の生活が日々改善せられて行くといふ事實は、確に吾々は之を経験する、殊に我國目下の状態を云へば、社會問題、労働問題、生活問題、思想問題、婦人問題を初めとして色々な難問題が幅輳して居て、論議され、批評され、研究され、試験され、主張され、非難されつゝある最中である。大都市の知識階級は固より、千島の果てより沖繩までも、更に臺灣までも樺太までも、我れ勝ちに議論し、我れ勝ちに主張するやうになつて來た、これの是非善惡、正邪曲直は奈何ういふことになるかは知らぬが、兎に角文明に移り行く通り道で、進化向上の道程であらうと云ふことは少くも著者の頭には考へられる、行く行くは落ち付くべき所に落ち付く、日數は掛ら

うけれども、結局我國固有の民族性に同化され類化されて、新しい文化が形造られると云ふことは豫想される、それまでの道筋であると考へれば穴勝ち悲觀すべきものでもなく、歎息すべきものでもなくして、著者はこれは喜ばしい樂もしい、面白い現象と見て居る。

けれども茲に一つ顧みなければならぬことがある、右に述べた通り議論は文明へ進むべき道程である、通らねばならぬ道筋であるが、その議論の仕方組立方は、依然として封建の遺物そのまゝでよからうか、奈何うであらうか、組み替へ立て直しの必要はなからうか、奈何うであらうかと云ふ問題である、斯う云つた足けれども早や既に嫌やな感じをする人があらう、自分の意見を述べるのに、仕方や組立方に束縛されては不愉快である、述べる内容も述べんとする方法も、自分の自由裁量で構はないではないか、それが本來である、自然である、何も仕方だ組立方だと云つて、七面倒なことは奈何うでもよいではないか、人と議論を闘はずにしても、お互に了解し得られれば

五

それでよいではないか、と云ふ人がないでもないと考へる、けれども奈何んなものであらうか、厨川博士の「象牙の塔を出て」の第一頁に

「なせもつと寛ろいで飾り氣なく物が言へないのだらう、氣取つて固くなつたり論理の輕業をやつたり、有りもしない學問を振り廻して恠巧ぶつたりなぞしないで、もつと素直にもつと無邪氣に率直に、そして又だ、自然の儘に物を言つたつて、何も値打が下がるわけではあるまい」

と書いてある、成程「飾り氣」たつぶりの言葉や、「學問を振り廻して恠巧ぶる」ことはよくないことであらう、けれども議論の組立が誤まつて居り、議論の仕方が粗暴であり、要點の論理がはづれて居ても、それでよいであらうか、自然そのまゝに物を言ひさへすれば、それで十二分であらうか、論理は「輕業」のやうなもので、一顧の價値もないものであるとして、絶対に振り捨て、仕舞つてよいものであらうか、さう言ふものではあるまいと考へる、帆足理一郎氏の「哲學概論」の序文第二頁に

「吾等は自由意志を自からは認せる一個獨立の人格として、自己を規律し指導し社會的共同活動の努力を以て、自然を征服し制御し活用し、吾等の理想とする處に従つて、本能を匡正し衝動を善導し、吾等の自然環境及び社會環境を善化美化聖化せんと欲する……………吾等は一切の傳統一切の因習を擲つて、新しく民衆文化の旗幟を押し立てねばならない」

と書いてある、「吾等は自由意志を自からは認せる一個獨立の人格として、自己を規律し指導し」一切の傳統一切の因習を擲つて」新しい旗幟を押し立て、行くといふのは、何處までの程度を指すのであらうか、絶対に諸法則を蹴飛ばし、原則を乗り越え、規範を顧みないのが文化の新意義であらうか、著者はまだく疑問として取扱ふべき問題であらうと考へる。

従來の議論の仕方組立方を見ると、一言にして云へば未だ舊態を脱し得ないやうである、所謂吳下の阿蒙その儘で少しも發展進歩の跡が認められない、而も取扱ひつゝ

チヤン
の
ト

ある問題は、日に新たに日々に新にして又た日に新なる問題が多いのであるから、極めて不調和な不釣合ひな成行に違ふて居ると云はねばならぬ事實がある、此の如くにして愈々到着せなければならぬ最後の結論は、奈何んな結論であらうか、恐らく不充分な不徹底な無価値なものではあるまいか、新しい一日を争うて新しいことを尊ぶ世の中に、議論の仕方組立方のみは、依然舊態のまゝである云ふのは、實に合點の行き兼ねる話であるまいか、此點は所謂改造を要すべきことではなからうか、改造と云ふ言葉は語弊があるから用ひるのに躊躇する、然し茲には此言葉を用ひるより外によい言葉を見出し得ない、繰り返して具體的に云へば従來其まゝ、孟子や唐宋八大家式徂徠式、篤胤氏の議論の仕方を倣ふことにのみ努力して居る一派と、然らざれば自由と個性を最も尊ぶ藝術家式の論法で、「余は此く考ふ、此く思ふ、此く信する、此く感する」の一天張りで、何が故に此く信せねばならぬか、如何なる譯で此く感せねばならぬかの問題には目をつぶつて仕舞つて、言ひつ放し書きつ放しに終る一派とがある、

孰れにしても改造の餘地が十分ある様に思はれる。

議論の仕方組立方の學問は論理學の仕事である、けれども吾國に於ける論理學の現在を見ると、學問の學問として餘りに高尚に出來過ぎて居て、歎しいことには實益に觸れて居ぬ、論理學とし云へば人は唯だその言葉足りで、嫌やな氣になる、議論するのに最も大事な基礎學問でありながら、その研究を後廻しにして盲目滅法に議論をして居ると云ふ現状である、之を譬ふれば武装せずに戰場に出て居るやうなものでなからうか、今日まで無事であつたのが不思議である、然らば即ち昨今のやうに議論の喧しい、氣の短かい世の中に皆目面白味のない論理學を、初歩の初歩から説き初めて、果して何れだけ實益になるであらうか、何處まで續くであらうか、頗る考へものである、著者はその無用なことを主張し、有用なことを危ぶむものである、それで著者は論理學の初歩や原則などよりも、先づ實際の實例を舉げて、人の最も陥り易い、最も誤り易い事實上の曲論を並べて、此の如きは避けねばならぬ、斯う言ふ議論は豫防す

る必要がある、これは消極的のことであるが心得置いて然るべしと云ふやうなものを舉げて、讀者の實感に直接訴へるにしくはないと考へた、此方法を探らねば逆でも實益は舉るまいと信じた。

第一編 言語上の曲論 (Verbal fallacy)

第二章 曖昧語 (Fallacy of ambiguous term)

曖昧語の曲論といふのは、語の意味が曖昧なために起つて來るもので、日常吾々が故意に犯すこともあり、又た知らず識らずに犯すこともある、種類を挙げれば色々の立場から、色々の種類が挙げられる、殊に日本語は同音であつて多くの意味を持つ語が多い其上に、使用しつゝある漢字其者が音表文字でなくて、意表文字であるから横合から色々の意味を含むで來るので、二重三重に混雜して來る、表面通りの意味に解して居ると、裏面の意味であつたり、氣を利かして裏面の意味に解して居ると、表面のことであつたり、實際始末に了へないことがある、その複雑なる混雜なる、實閉口の至りで男泣きに泣かねばならぬ場合にも遭遇する。

一體言語は理想からいへば、一語は嚴密に一義を表はすべきもので、例へば、楠正成||建武中興の忠臣。水||エ〇の分子式を有する無色透明無味無嗅の液體。煙突||煤煙を空中へ排出する装置。の如きであらねばならぬ、然し實際に於ては一語が嚴密に一義を表はして居ることが出来ない場合が殆んどであつて、初めは一語一義であつたものが、時日の經つに従つて何時の間にか、色々の意味を派生して來る、例へば「君猫〇を持つて居るか、持つて居るなら貸して呉れ給へ」(動物の猫の意味、漱石の「我輩は猫である」の意味)「此の本は昨夜〇かつて來たのだ」(東京では買ふ意味、京都では借りる意味)、「越路の柳〇を聞いたが實にう〇まい〇ものであつた」(植物の柳の意味、「三十三間堂棟木の由來」の意味、美味の意味、巧みの意味)の如きであつて、意味が二重に重なり合つて來て、圖らず眞意を取り違へかけるのである。

前に掲げた楠正成も「建武中興の忠臣」以外に、現在東京府下八王寺在川口村に同名の人が住んで居る(大正四年二月毎夕新聞所載)、又た水といつても「エ〇の分子式を

有する無色透明無味無嗅の液體」の外に、角力では「水が這入つた」と云ふことがある。この水はエ〇の分子式云々ではない、又た煙突といつても「煤煙を空中へ排出する装置」の外に、脊の高い人を綽名して煙突といふ、此等は一語多義(Homonym)の例であるが、これと違つて發音が同じで意味に色々あるのがある、例へば、ハシ(橋、端、箸)、スミ(墨、炭、隅、住、濟み)、ハイ(肺、灰、蠅、唯、鮓、輩、拜)の如きがそれぞれ同音多義(Paronym)と名づけられるものである。

此の如く一語が二つ以上の意味を持つたり、一音が二つ以上の意味を含んだりする結果、色々の曲論が起つて來て、爭論や喧嘩が絶えず果ては淺間敷いことにまで立ち到るのである、けれども一方から云へばこの一語多義や同音多義のために曲論が起きて來るので、却つて我國の文學史上に面白味が多いのである、例の掛詞(Pun, Paronymasia)がそれで、例へば和歌にも

大江山生野の道の遠ければまだふみもみす天の橋立(小式部) (蹈む、文)

七重八重花は咲けども山吹のみの一つだになきぞ悲しき(賤女) (實の、箋)

ささなみや滋賀の都は荒れにしを昔ながらの山櫻花(忠度) (乍ら、長良)

談林風の俳諧にも

舐らせて養ひ立てよ花の雨(貞徳) (雨、飴)

春立つや二本めでたき門の松(徳元) (二本、日本)

世の中や蝶々どまれかくもあれ(宗因) (止まる、兎も角)

狂歌にも

雀殿お宿はごこか知らねどもちよつちよとござれささの相手に(蜀山人) (笹、酒)

吳竹の世の人なみに松立ててやぶれ障子を春は來にけり(赤良) (春、張る)

世の中は蚊ほごうるさきものはなし文武といつて夜もねられず(蜀山人)

(蚊ほご、斯程) 文武、ブンブン)

地口などにも

恐れ入りやのとうさい坊主(出家と其弟子二一五頁) (恐れ入る、入谷)

おつと北野の天満宮 (來た、北野)

飛車とり談合ですな(古今百馬鹿) (飛車とり、膝と)

其他狂句、語呂、落語、謎々、一口噺に至るまで、我國の文學としては、曖昧語は見通すべからざる大切なものである。

これと正反對に多語一義(Synonym)といつて、一つの意味を色々の語で表はすのがある、例へば「自分」といふことを表はすのに、我、己、おれ、私、わたし、あたし、わし、愚生、小生、老生、迂生、我輩、拙者、某、わつち、こちどら、おら、なごといふのがある(大正八年九月二十六日、國民新聞所載)、又た「河童」といふのを、ゑんこう、周防、がたらう(土佐)、てがはら(越中)、かはらこぞう(伊勢)、かはたろ(京)、かはら(播磨)、かはこ(出雲)、めごち(南部)、かうご(備前)、みづし(加賀)、などいふが如きである(大日本國語辭典所載)、然しこの多語一義の語は、先づ先づ曖昧語の曲論を起すこととはな

いとされて居る、唯だ一等閉口させられるのは、前に述べた一語多義、同音多義の語である、猶ほ實例を擧げて説明して行かう。

第一節 意味の多様

第一例 夢は精神現象である、人生は夢である、故に人生は精神現象である。

これは夢といふ語の意味が、曖昧なために起つた曲論であつて、初めの「夢は精神現象である」の夢は、心理學上から見た學術上の意味であるが、後ちの「人生は夢である」の夢は、人生は實に果無いもの情ないものである、之を物に譬へていへば恰も夢のやうなもので、言ふに足らず頼むに足らぬといふ意味であつて、夢を比喻として用ひたに過ぎぬ、然るに夢といふ語其者の形式が共通であるが爲めに、それに捕はれて「人生は精神現象である」といふ滑稽な結論に到着したのである、夢といふ語の意味が二重になつて、曖昧な所から引き起された曲論である。

第二例

神は萬物をしろしめす、北野天満宮は神なり、故に北野天満宮は萬物をしろしめす。

これは「神」といふ語の意味が、曖昧な爲めに生じた曲論であつて、初めの「神」といふのは猶太教系に屬する宗教（基督教もその一つ）でいふ造物主、支配主の意味の神であり、後の「神」と云ふのは祖先崇拜、人物崇拜の意味に於ての神である、即ち宗教的にも歴史的にも、意味が餘程懸隔があるのである、それを單に「神」といふ言葉の形式が共通であるから、それが爲めに「北野天満宮は萬物をしろしめす」といふ結論を生じたのである、語の意味の曖昧なのは意外な間違を引き起すのである、此等はまた輕い方であらう。

第三例

三十二年、始皇巡北邊、方士盧生入海還、奏錄圖書、曰亡秦者胡也、始皇乃遣蒙恬、發兵三十萬人北伐匈奴、築長城起臨洮至遼東、延袤萬餘里、威振匈奴。（十八史略卷二）

萬里の長城は秦の始皇帝が方士盧生の言を信じ、蒙恬をして兵三十萬を遣し、北匈奴を討たしめることになり、其時に出來上つた大土木であつて、人命を損し財用を費したことは莫大なものである、而してその所謂方士盧生の言と云ふのは、「亡秦者胡也」の五漢字であつて、この「胡」の意味はエビスの胡でなくして、皇子胡亥のことを諷したのであつた、始皇帝はそれに氣がつかず、てつきり匈奴胡であると解釋したのが誤りで、未曾有の大事業に着手したのであつた、要するに「胡」なる語意の曖昧が禍したものである。

第四例

松の樹は建築に適す、燐寸は松の樹なり、故に燐寸は建築に適す。

初の「松の樹は建築に適す」の「松の樹」はその本質なり特性なりを意味して、建築に適すと言つたのである、後の「燐寸は松の樹なり」の「松の樹」は、本質や特性を意味しては居ない、樹の種類を述べた丈で、杉や樅や檜ではないと云ふ意味に外ならぬ、而も「松の樹」なる語の形式は同一であるから、結局「燐寸は建築に適す」と云ふ奇怪な

結論に達したのである、松の樹の本質と松の樹と云ふ種類と、一は内を意味し一は外を意味する間違ひから、此の如き曲論に陥つたのである。

第五例

○濱口雄幸君「……斯ノ如ク政府ハ各種ノ救済策ヲ行ヒテ之ニ

依ツテ政府ノ口調ヲ以テ申シマスレバ、之ニ依ツテ玉石ヲ甄別シテ、悪イ物ハ自業自得デ自然ノ成行ニ任せ、良イ物ハ益々發達セシムルコトガ出來ルト云フコトヲ、屢々言明サレタノデアルガ、今日ノ財界ノ實況ハ果シテ如何デアルカ良イ物、悪イ物玉石共ニ經濟界ノ悲境ノ渦中ニ沈淪シテ、手モ足モ出ナイ、空シク歎聲ヲ漏シテ居ルト云フノガ今日ノ實況デハナイカ、政府ハ此事實ヲ如何ニ説明セラレントスルノデアルカ、若シ政府ノ救済ニ依ツテ良イ物ハ既ニ救上ゲラレ、今苦ンデ居ルモノハ悪イ物バカリデアルト言ハレルナラバ、本員ハ國務大臣ニ向ツテ伺ヒタイ事ガアル、財界不況ノ爲メニ失業ノ悲境ニ沈ンデ居ル全國十萬ノ勞働者、此勞働者ハ政府ノ眼カラ見レバ悉ク悪イ物バカリデアリマ

スカ、ソレニ對スル答辯ヲ得マセスケレバ、更ニ進ンデ伺ヒタイ事ガアル、米價下落ノ爲メ非常ナル苦ミヲ受ケテ居ル所ノ、全國數千萬ノ農民ハ政府ノ眼中カラ御覽ニナツタナラバ、悉ク是ハ石瓦同様ノ惡イ物デアアルカト云フコトヲ伺ヒタイ（拍手起ル）政府ガ財界救済ヲ爲スニ當ツテ言明サレマシタ如キ、玉石ノ甄別ガ出來ルト云フヤウナ話ハ、是ハ絶對ニ實行不可能ノ事デアリマシテ、斯ノ如ク政府ガ言明セラレタト云フ所以ノモノハ、財界反動ノ責任ヲ免レンガ爲メノ一場ノ詭辯ニ過ギナカツタト云フコトハ極メテ明瞭デアリマス（拍手起ル）……」（大正十年第四十四議會衆議院速記録二〇—二一頁）

「惡イ物」と云ふ語があるが、その意義は二様に用ひられて居る、「政府ハ各種ノ救済策ヲ行ヒテ之ニ依ツテ政府ノ口調ヲ以テ申シマスレバ、之ニ依ツテ玉石ヲ甄別シテ、惡イ物ハ自業自得デ自然ノ成行ニ任せ、良イ物ハ益々發達セシムルコトガ出來ルト云フコトヲ屢々言明サレタノデアアルガ」の中にある「良イ物」「惡イ物」は、事業其物につ

いて云つたのである、後の方の「財界不況ノ爲メニ失業ノ悲境ニ沈ンデ居ル、全國十萬ノ勞働者、此勞働者ハ政府ノ眼カラ見レバ、悉ク惡イ者バカリデアリマスカ」、及び「米價下落ノ爲メ非常ナル苦ミヲ受ケテ居ル所ノ全國數千萬ノ農民ハ、政府ノ眼中カラ御覽ニナツタナラバ悉ク是ハ石瓦同様ノ惡イ物デアアルカ」の中にある「惡イ物」は、事業其物についての惡い物ではなくして、其事業に附屬して働いて居る勞働者の善惡、或は別に田を耕して居る農民の善惡である、何時の間にか意味が物から人に振替へられて居る、「惡イ物」と云ふ語は同一であるが、意味に差別が出來て居る、「政府ノ救済ニ依ツテ良イ物ハ既ニ救上ゲラレ、今苦ンデ居ルモノハ惡イ物バカリデアルト言ハレルナラバ、本員ハ國務大臣ニ向ツテ伺ヒタイコトガアル」と云はれて居るが、この數十語の内に意味が振替へられて仕舞つて居るのである、従つて論旨の明瞭を缺くから、讀み行く中に不徹底の感が起つて不満足でならない。

第六例

豊太閣問ヒツ黒田如水ニ曰、「天下何物最多カモキト」、對曰「人也ト」、大閣又曰「何

物最少^{カモキト}、對曰^{ツケテ}「人也^{オト}」、大閣嘉^{セリ}其對^ヲ。(中村和、黒田如水)

「天下何物カ最モ多キ」、「何物カ最モ少キ」、この意味の相反した二個の質問に對し、黒田如水は兩方とも「人也」と云ふ同一の語を以て對へて居る、形式の上から云へば何等曖昧な處はないが、意味の上から見れば大に違つて居る、初の「人也」は普通に云ふ凡人を指し、後の「人也」は非凡人を指すのである、言葉を換へて云へば前者は小人、後者は大人物を意味して居るのである、各々相容れない意味を持つて居る、これだから文章としては面白いが語としては面白くない、曖昧語の曲論に陥つたものである。

第七例

甲「労働者の内から代表者を選むとすれば、須らく筋肉労働者の内から選ばねばならぬ」

乙「筋肉労働者と脳髓労働者と何處の點を以て區別すべきか、今は危急の場合である、宜しく筋肉労働者、脳髓労働者の區別を設けず、資本家に對する最も適任なる労働者側の代表者を選ぶべしである」

丙「密なる意味から云へば、資本家は一種の脳髓労働者ではないか、若しこの意味に於て労働者の内から適任者を選むとすれば、其結果は必ずや資本家類似の人物が、選出さるべきは火を賭るよりも明かである、故に余は筋肉労働者のみの内から選ぶべしと考ふ」

これは先年華盛頓に開かれた、第一回労働代表會議に、我國から派遣すべき労働者側の代表選出の際の議論であつて、随分揉めたのである、これは「労働者」の意義が明かでないからであつて、筋肉労働者のみを指すのであるか、筋肉労働者も脳髓労働者兩者を含むのであるか、或は全く立場を代へて、資本家にあらざるもの全部を指すのであるか、此等の意味が決まつて居ないものだから、議論が冴えて來ないで一と所に停滞し激論の結果、ある團體は退席棄權するといふ騒ぎになつたのである、意味の確定は面倒であるが、議論には最も大切な要件である。

第八例

朝^{アシタ}(アシタ)に道を聞いて、夕^{ユウベ}(ユウベ)に死するも可なり。

これは論語里仁篇にある有名な句であるが(子曰朝聞道夕死可矣)、「あしたに聞いてゆうべに死すと云ふ意味が解らぬ、ゆうべ(昨夜)に聞いてあした(明日)に死すといふのならばよく解るが」といつた人があつた、滑稽なやうであるが人によつては、さういふ風にさるかも知れぬ、文章語と俗語との違ひであつて、俗語の方からいへば時間の経過上、ゆうべから今日になり、今日からあしたになるのであるから、あしたに聞いてゆうべに死ぬと云ふのは解らぬであらう、つまり、あしたは朝方及び明日、ゆうべは夕方及び昨夜、といふ差別がつかない結果の曲論である。

以上は語の意味が二種あつてお互に喰ひ違つて居るものを、形式が共通であるといふので引き起された曲論である、次の如き語も屢々此の曲論に陥る。

第九例

小人(矮小な人の意味、君子ならざる人の意味)

世界(宇宙の意味、地球の意味、世の中の意味)

成敗(成功と失敗の意味、刑罰の意味)

人倫(人の道の意味、人類の意味)

觀念(覺悟の意味、心理學上の表象の意味)

今日(けふの意味、現今の意味)

遠慮(謙遜の意味、遠謀熟慮の意味)

金屬(金銀銅鐵の意味、化學上の原素の意味)

沙汰(選擇の意味、通知の意味)

便利(好都合の意味、大小便の意味)

尙ほ挙げれば幾らもあらう。

第二節 意味の擴大

第一〇例

公園内に於て樹木を折り取るべからず。

この揭示に對し、「竹」は樹木でないから折り取つても構はぬと、解釋する人がありとしたならば、その解釋は立法者の意思に反した解釋である、文理解釋から行けば文

字の意義、又は文章の意義によつて解釋すべきなのであるから、樹木の中には竹は含まぬと解釋するのが正當であらうけれども、この場合は論理解釋の上から解釋すべきが至當であらう、論理解釋中の擴張解釋を取らねばならぬ性質のものである、即ち竹は樹木にあらずと雖も均しく折り取るべからずと、解釋せねばならぬものである、これが立法の精神であつて、竹は樹木にあらずと文字解釋をするのは、此の精神に反したものである、「禁苑内に於て魚鳥を捕ふべからず」との揭示に對し、「龜」は魚鳥にあらず、「蛙」も魚鳥にあらず、故に捕へても構はぬと解釋するのも、これと同様であつて曲解であると云はねばならぬ、共に本來の意味より、範圍の廣い意味を持つからである。

第一一例

あの骨相學者は手の人相、頭の人相も叮嚀に見てくれる。

人相と云へば人の容貌を見て、其人の未來の運命、吉凶を占ふことをいふのである、然るに未來の運命、吉凶を占ふと云ふことが、重きに置かれた結果、容貌に限らるべ

き筈の人相の意味が、手相骨相にまで擴張されて、手の人相、頭の人相と云ふ使ひ方をする、意味の擴大したものであつて、曲論を形造ることは明かである、意地の悪い相手方が「手に人相があるか、頭に人相があるか」と、問ひかけて來たときに、何と返事をしたらよいであらう、將たまた「顔の人相は如何です」などと、冷やかして來たときは、手古摺らざるを得ぬ、「そんな屁理窟はいはなくてもよい」とでもいつて逃げるより仕方がなからう、人相の意味が擴大して曖昧語となつたのである。

第一二例

坊やは犬の人形も馬の人形も風車の人形も持つて居る。

人形と云へば木または土などにて、人の形に擬した玩弄物である、その材料は木であれ、土であれ、セルロイドであれ、金屬製であれ、それは問題でない、形が人の形に擬せられたのであるべき筈である、然るにその形の概念が忘れて仕舞つて、只だ玩弄物の意味にのみ用ひられて居る、即ち人形の意味が擴大されて、犬も馬も風車も含むことになつたのである、これも「犬の人形とは可笑しい、馬の人形、風車の人形

何かの間違ひでせう」などと、突つ込んで來られると、何とか曲論を作つて逃げねばなるまい。

以上は語の意味が本來のものと、擴大されたものと二種あつて、一方が他方を抱へ込むが爲めに、引き起された曲論である、次の如き語も屢々此の曲論に陥る。

第一三例

富 (有形物で交換上の價值あるものゝ意味、此外に智力品行工夫信用等の無形物をも含むだ意味)

教授 (正教授の意味、助教授をも含むだ意味、ある場合は此外に講師をも含むだ意味)

罰金 (法律上の罰金の意味、科料過料をも併せ含むだ意味)

電信棒 (電信線の架せられた棒の意味、電話線や電氣線の架せられ棒をも含むだ意味)

手疵を負ふ (手一個所の疵の意味、身體到る處の創の意味)

第三節 意味の縮小

第一四例

凡て動物は善惡正邪の區別を知らず、人は動物なり、故に人は善惡正邪の區別を知らず。

この議論に於いて、結論の「人は善惡正邪の區別を知らず」とは事實に反した亂暴な結論である、奈何してかういふ結論が出たかといふと、つまり動物といふ語の意味が曖昧なからであつて、人間を入れたときの動物と、人間を入れないときの動物とは、形式は同じく動物の二字であるが、意味が違ふ、その爲めにこのやうな結論に達したのである、即ち初めの動物には人間が這入つて居ないし、後の動物には人間が這入つて居る、それを形式に釣られて、同じものと見做したが爲めに、起つた誤りである、日常吾々はよくこの誤りを繰り返す、「人間は動物だ」「イヤ動物でない」と、言ひ張つて居るのを耳にする、譯はないやうな事であるが、中々譯がある事になる。

第一五例

暑いのも道理である、土用^〇に這入つたのだから。

これは普通に吾々の云ふことであるが、土用といふ言葉は夏に限つて用ひられて居るけれども、土用は夏のみに限つたものでない、春夏秋冬各々にある。

春 清明の後十三日(四月十七日)より立夏まで

夏 小暑の後十三日(七月二十日)より立秋まで

秋 寒露の後十三日(十月二十日)より立冬まで

冬 小寒の後十三日(一月十七日)より立春まで

今若し、「寒むいのも道理である土用に這入つたのだから」と云へば、人はその意味を了解するに苦しむであらう、況んや春秋の土用を捉へて来て云々するならば、更に人は驚くであらう、要するにこれは土用といふ普通語が、夏のみを占領して其意味を縮少して仕舞つた結果である。

第一六例

僕は車は嫌やだから、歩いて行かう。

この「車」は一體何車を指すのであらうか、云はずと知れた人力車である、けれども

ある場合人力車とは限らずに單に、乗物 云ふ意味に單純に用ひることはないであらうか、法文の解釋法によると、文字明瞭ならざるときは、之を寛大に解釋すべしであるから、特別の規定なき限りは、牛車をも馬車をも自轉車をも電車をも人力車をも併せ稱するものと解せねばならぬ、然しこの場合は法文解釋によるべきでないから、人力車と限つて然るべきものと思はれる、要するに普通には、車といふ語を人力車が占領して仕舞つて居る。

第一七例

世の中に山てふ山は多かれど山とは比叡の御山をぞいふ

(拾玉集二)

普通に山といへば説明するまでもなく、山川、山谷の山のことである、けれども平安朝から鎌倉時代にかけて山といへば、比叡山にのみ限られて居たのである、古今集に「山の法師の許へ遣しける、世を捨て、山に入る人、山にても猶うき時はいづち行くらん」(雜下)とある、それから又た今日使つて居る山の意味には色々のがある。

「與一兵衛は少しこの旦那が山があつてなざる積りだが」(八笑人、四下)
この山は山師のする仕業の意である。

「一疊一步の借り棧敷して山の渡るを見せける」(織留六)

これは祇園會の山鉾のことである、また甲州邊の方言では尾籠な話であるが便所のことを山といひ、常陸上總の方言では眉のことを山といふさうである、此の如く今日では寧ろ廣い意味に用ひられて來てゐるが、昔は此の例の示す如く「山とは比叡の御山をぞいふ」たのである、擴がつたり縮まつたりする、其の度に曲論が起されるものと、覺悟せねばなるまい。

以上は語の意味が本來のものと、縮小されたものと二種あつて、一方が他方を撥ねつけて仕舞ふが爲めに、引き起された曲論である、次の如き語も屢々此の曲論に陥る

第一八例 寺 (普通一般の寺の意味、三井寺のみに限つた意味)

太 閤 (關白を辭して内覽の宣旨を蒙つた人の意味、關白の父の意味、豊臣秀

吉のみに限つた意味)

黄 門 (唐制で中納言の意味、水戸光圀のみに限つた意味)

大 師 (死後朝廷より給はる號の意味、弘法大師のみに限つた意味)

掃部頭 (天皇に奉仕せる役の意味、井伊大老のみに限つた意味)

業 (善惡兩方の業因の意味、惡業因のみに限つた意味)

菊 (普通一般の菊の意味、白菊のみに限つた意味)

宰 相 (君主を助けて大政を總理する官職の意味、參議のみに限つた意味)

其他にも多い。

第四節 普通と固有

第一九例

博士にもならないのに、音尾博士といふお醫者さんがあつて、問題になつた事がある。静岡縣駿東郡小山町には松本子爵といふお百姓さんが居る、麴町の竹橋の聯隊には狐狸熊虎象といふ動物ばかり集めた姓名の人がある

本所區茅場小學校の訓導には下等社會、これは(シモヒトシヤクワイ)と云ふのだ相だが下等社會は随分思ひ切つた名前だ、甲府在に日本國王(ヤマトクニワウ)と云ふ百姓があるが、お伽噺の主人公めきてもゐるし、少々僭越過ぎても居る、早稻田の學生で渡舟(ワタシフネ)といふ新潟縣人が居る、何う考へても奇特な人だと思はれる。(以上大正四年二月、毎夕新聞所載)

普通名詞が固有名詞になつたものは數多くある、即ち人名、所名、學校名、建物名、屋號、新聞名、書名など舉げれば限りがない、其等が何時の間にか、曲論を形造るのである、右に舉げた例は人名について、著しいと思はれるものであるが、博士や、子爵や、狐狸熊虎象や、下等社會や、日本國王や、渡舟の如きは、普通名詞として用ひられて居るのが一般である、然るに固有名詞として人名に用ひられたのであるから、或る場合曲論が産み出されるのは當然であらう、綽名や符丁や暗號などの如きも、往々此の曲論を引き起して來る。

第二〇例

甲「澤庵を食つたが、美味かつた」

乙「澤庵が食へるか」

甲のいふ澤庵は漬物の澤庵を意味して居り、乙のいふ澤庵は僧の澤庵を意味して居るのである、僧澤庵といふ特殊の人の發明した漬物を、發明者の名をそのまま借りて名付けたが爲めに、普通名詞と固有名詞とがごつたになつて仕舞つたのである、即ち此處に曲論の種が植付けられたのである、右のやうな愚問愚答はなさうであるが、幫間によく耳にする。

第二一例

甲「あの女の子は元祿を着て居る」

乙「元祿が着られるか」

元來元祿といふのは年號であつて、分類は固有名詞である、處が其の當時流行したそぎ袖の小袖の形を、遂に元祿といふ年號を以て言ひ表すやうになつた、元は固有名詞であつたのが、遂に普通名詞に自分の株を譲つた譯である、年號と着物の形との曖

昧語であつて、これが爲めに厄介な曲論へ導かれるのである、乙が「元祿が着られるか」と問ひ返へしたのは、滑稽なやうであるが迂濶には笑はれないであらう、吾々でも生意氣に洋書を嚙つて翻譯などをするが、西洋人の目から見れば、嚙ぞ可笑しい事があるであらう、書名と人名を間違へたり、綽名であるのに一生懸命辭書を繰つて居るやうなことは、間々有り勝のことである。

此の外織物では、琉球だの、大島だの、真岡だの、伊勢崎だの、秩父だのといふのがあり、食べ物では、小倉だの、長府だの、阿部川だの、龜井戸だの、金山寺だの、といふのがあり、煙草には、國分、大鹿、マニラ、ハバナ、ナイル、焼物には、薩摩清水、九谷、瀬戸、伊萬里、今戸など、いふのがある、此等も固有名詞が普通名詞に用ひられたのであつて、或る場合、それが爲めに曲論を引き起して來ることであらう

第二二例

本年三月十二日以来五月末ニ互リ『ニコラエウスク』港ニ於テ帝國守備隊領事館員及在留臣民約七百名老幼男女ノ別ナク同方面過激派ノ爲虐殺セ

ラル其ノ狀誠ニ悲惨ヲ極ム帝國政府ハ國家ノ威信ヲ全フセムカ爲必要ナル措置ヲ執ラサルヘカラス然ルニ目下實際上交渉シ得ヘキ政府ナク如何トモスルコト能ハサル情況ニ在ルニ依リ將來正當政府樹立セラレ本事件ノ満足ナル解決ヲ見ルニ至ル迄薩哈噠州内ニ於テ必要ト認ムル地點ヲ占領スヘシ

(大正九年七月三日官報號外、薩哈噠州占領ノ宣言)

これは誰も知る薩哈噠州占領の宣言であるが、薩哈噠州といふのは一體何處を指すのであるかと云ふ問題は、當時色々討議された、從來の言ひ表し方では、薩哈噠州は樺太のことであるから大陸でない、而も問題の起つたのは沿海州の尼港であるので譯が解らない、そこで議會で質問が續いた結果、當局者の説明によると「大凡五六年前ニ薩哈噠州ナル行政區劃ヲ設定サレタ即チ北樺太ト沿海州ノ一部ヲ以テ薩哈噠州ト稱シ其首府ヲ尼港ニ置イタ」(山梨陸軍次官説明)といふので、初めて了解が出来るやうになつた、即ち一は從來の通り一島嶼の名稱と思ひつめて居り、一は最近の行政區劃

の名稱として用ひて居る、難解な理由は此處に潜んで居たのである。

第二三例

甲「どうも亞米利加と日本とは、移民問題で折合ひが悪いので困つた事だ、何とかうまく行く方法はないものか知ら」

乙「亞米利加と日本との折合ひは大變よいではありませんか、この間も南米秘露から移民を歓迎して來たちやありませんか」

これは亞米利加といふ固有名詞の意味が違つて居から、かういふ詭辯が起るのである、甲のいふ亞米利加は合衆國一國を指したに止まるのであるが、乙の云ふ亞米利加は南北兩亞米利加洲といふ大陸洲を意味して居るのである、甲の立場からいへば合衆國が亞米利加といふ名稱を全部占領して仕舞つて居るのである、乙の立場からいへば左様な勝手なことは許されない、亞米利加は所詮亞米利加であると主張するであらう。どちらの主張も無理はない、こゝが言葉の面白い所で又た厄介な所である。

かういふ例は尙ほ他にも澤山ある、例へば「陸奥」の如きがそれで、昔は今の埼玉、

茨城以北を總稱して「陸奥」といつたのであるが、御維新前には宮城以北に收縮せられ今日では青森縣一つに限られて仕舞つて居る、福岡縣の若松市、福島縣の若松市、或は廣島縣の安藝郡、高知縣の安藝郡、或は和歌山縣の那賀郡、島根縣の那賀郡、徳島縣の那賀郡、或は埼玉縣の大宮、神奈川縣の大宮、或は東京の上野と伊賀の上野、或は東京市内の臺町、林町、片町、富士見町、見付などの町名處名、或は地方の市町村に於ける、本町、大通、新町などの町名、特に京都市に於ては歴史の背景が濃厚であるから、天皇の御尊號、御殿の名、華族の苗字などと、共通の町名が多いのである、是等も相違なく曲論を引き起して來るのであらう。

尙ほ次のやうなのがある。

第二四例

千葉縣の千葉には千葉千葉太郎といふ人があるが、千葉縣千葉郡千葉千葉太郎様と封書や端書の宛名に書かれては、それが所やら名前やら一寸配達夫が迷惑するだらう、愛知縣碧海郡駒場村極樂寺住職に奈良京都君が

居る、ナラキョーと讀むさうな、日清戦争當時の軍曹に鎌倉三代記（カマクラミヨキ）といふ色男式の名もある、宮城縣登米郡新田村に佐々木龍虎狼と云ふ振つた名前の人がある……その人の次男に正月十三日（マツツキトサヒ）と云ふ名前がある、之れは正月の十三日に生れたので即ち悴の生年月日を忘れぬ爲め命名したのだと云ふ。（以上、大正四年二月毎夕新聞所載）

此等は處名、年月日、書名などの固有名詞を、人名と共通に用ひたが爲めに、意味の曖昧を引き起し續いて曲論に陥つたのである、其他にも屋號に出身地の國名を用ひて、伊勢屋、遠州屋、仙臺館などつけたり、又た之に準した固有名詞の使ひ分けをするのがある、其等も出様によつては曲論の材料にならう。

第五節 漢字の讀方

第二五例

我れも柏の紋ある茶屋の手に渡り、明日は鳥目に身を代へられ。

（三代男三）

この文中の「鳥目」の二漢字は、音讀して「テウモク」と讀むべきで、意味は錢のことである、然るに若しこれを訓讀して「トリメ」と讀めば、意味が全然變つて來る、或は何の意味をもなさぬかも知れぬ、信長公記に「濃州岐阜御土藏に先年鳥目一萬六千貫被入置候」、狂言布施無に「定めて鳥目十疋づつ下さる」とあるが、此等も同じことであらう、「トリメ」と讀んでは或る場合曲論を引き起すに違ひない。

第二六例

仲間雑色あまた江口、神崎、室、兵庫邊まで下し遣はされたりけ

れど。（源平盛衰記十）

この文中の「仲間」の二漢字は音讀して「チュウケン」と讀むべきで、意味は小者と武士との間に使はるゝものである、然るに若しこれを訓讀して「ナカマ」と讀めば、意味が全然變つて來る、著聞集十二に「ゆるされて御仲間になされにけり」、玉露叢十五に「小者、仲間、百姓、馬方等」とあるが、此等も同じことであらう、「ナカマ」と讀むでは或る場合曲論を引き起すに違ひない。

右は漢字の読み方を異にするが爲めに、意味が違つて來る曲論であつて、次の如きも屢々此の曲論に陥る。

第二七例

工夫 (コウフ、クフウ)

上書 (ジャウシヨ、ウハガキ)

見物 (ケンブツ、ミモノ)

間數 (クンスウ、マカズ)

讀本 (トクホン、ヨミホン)

家人 (ケニン、カジン)

布衣 (フイ、ホイ)

不便 (フビン、フベン)

利益 (リヤク、リエキ)

我慢 (ガマン、ワガママ)

此他にも擧げれば數多く擧げられやう。

第六節 同音多義

第二八例

○國務大臣(田中義一君)「……………斯様ナ事柄ガアリマシテ、陛下

ニ對シ奉ツテハ、誠ニ宸襟ヲ惱シ奉ツタ次第デアリマス、國民ノ義憤ヲ招イタ次第デアリマス、其點ニ付キマシテハ、私ハ親切ヲ缺カヌ積リデアリマス」

○阪本鈺之助君「……………此『親切』ナル文字ハ親ト云フ字ト切ト云フ字、即チ俗ニ云フ親切ヲ盡スト云フ親切ト云フ字ガ書イテアリマスルガ、當時「シンセツ」ト云フ字ハドウデアラウカト云フコトハ、何人モ耳ヲ傾ケテ聽キマシタガ、私共解釋スルニ君臣ノ臣、節度ノ節、臣節ヲ缺カヌ、内閣大臣ノ責任ノアル臣節ヲ瞭カニスルト云フ誠意ヲ籠メタ、又其當時ノ態度ガ如何ニモ私共敬服スル態度ヲ以テ、臣節ヲ缺カヌ積リデアルト仰シヤツタト云フコトニ、確ニ記憶シテ居リマスルガ、唯漫然ト親切……………物事ヲ親切ニスルト云フ親切デハ、薩張リ

折角ノ御演説ガ體ヲ成サヌ次第デアリマス……」

○國務大臣(田中義一君)「……而テソノ『シンセツ』ナルコトノ文字ハ『親』ト云フ文字ト切腹ノ『切』ト云フ字ガ書イテアリマス、是ハ文字ハ速記ノ間違ヒデ『シン』ハ臣下ノ『臣』セツハ節義ノ『節』、斯ウ御了解ヲ願ヒマス」

(大正九年第四十三議會貴族院速記録九七、一一三、一二七頁)

これは例の尼港事件に對する『臣節』問題であるが、言葉の上で陸軍大臣が「シンセツヲカカヌツモリデアリマス」と云はれたものを、速記者の方で『親切』の漢字を當てた、處が「親切……物事ヲ親切ニスルト云フ親切デハ」阪本氏の言はるゝ通り、「薩張り折角ノ演説ガ體ヲ成サヌ」、「親切」と「臣節」とは同音であるから、無理もないことであるが、此場合は責任問題上非常な違ひになつて來る、日本語にはこの誤りが甚だ多い、言葉から文章に直す際などは餘程注意せねばならぬ。

第二九例

アド「汝を呼出すこと、別のことではない、この頃は方々の花盛り

ぢやといへども暇がなさに、花見に行くこともならなんだ、最早暇になつたほごに花見に出やうと思ふが何とあらうぞ。

シテ「これは珍しいことを仰せられます、この頃は櫻の盛りぢやと申す程に、櫻を御覽せられるとあれば尤もでござるが、珍しからぬ『はな』を御覽せられて何にさせらるゝ。

アド「いや、おのれは何事をいふ櫻も花も同じことぢや。

シテ「これは頼うだ人とも覚えぬことを仰せらるゝ、左様に仰せられたらば人中で恥をかゝせられる、身ごもは苦しうござらぬが。

アド「して、汝がその様にいふには仔細があるか。

シテ「なかなか仔細こそござれ『はな』が見させられたくば、私が『鼻』を見させられい、他所へござるまでもござらぬ。(狂言記、櫻諍)

「花」と「鼻」との同音異義を利用した狂言である、「はなが見させられたくば、私が鼻

を見させられ、他所へござるまでもござらぬ」と太郎冠者が眞面目くさる處に千金の面白味がある、最後にアド(主人)が「總別何も知り居らないでむざとしたことをいひ居つて某と競合ひ居る、彼方へうせい」と怒つて居る、主人は櫻と花との理窟には勝つたが、花と鼻との詭辯に敗けたのである。

第三〇例

○國務大臣(伯爵山本權兵衛君)「……………本大臣ハ大政輔弼ノ責任ヲ有スル者デアアル隨テスカル嫌疑ニ對シテ輕々シク進退ヲ決スベキモノニアラズト信ズル……………」

○某議員「……………先キニ斯克言明セラレタガ最早今日ハ嫌疑ノ範圍ヲ離レテ具體的ノ事實トナツテ現ハレテ來タ、ソレデモ首相ハ當時ノ言明ト同様ノ考デアルカ……………」

○國務大臣(伯爵山本權兵衛君)「……………今日モ同ジ事デアアル、スカル嫌疑ニツイフハ嫌疑ニアラズシテスカル言議トイフコトデアアル、速記ガ間違ツテ居ツタ

ノデアアル……………」(大正三年第三十一議會 衆議院、今福博士、論辯學與義所載)

「嫌疑」と「言議」との間違ひである、清音と濁音との差はあるが、演説中に挿きまねると殆ど聞きわけられぬ、速記者の間違へるのも尤もである、而も此場合重大な意味を持つた言葉であるから、間違へる方と間違へられる方とは、非常な距離の差になる。「親切」と「臣節」との好一對であらう。(第二八例参照)

第三一例

カメは洋犬である、あの水容れはかめである、故にあの水容れは洋犬である。

洋犬のことをカメといふ、語源は「來れ」(Come)から來て居るのである(言海)そのカメと水容れの甕とは普通であるから、水容れ即洋犬といふ困つた斷案に到着したのである、同音で多義な語はよくかういふ結論に陥る。

第三二例

ごせん(御前)がごせん(御膳)をごせん(午前)にごせん(五膳)召し上つた。

ごせんの假名はいづれも三字であるが、アクセントの差によつて意味が全く違つて居る、際どい話である、若しこれをアクセントを各々代へて読み下せば、錯雜して意味が解らぬ、言葉は便利なものであるが、まかり間違ふと厄介な過を惹き起す、餘程注意せなければならぬ、茲に述べるのは如何うかと思ふが、この同音異義の言葉は、教育上注意せねばならぬことがある、某學校に於てクラスの受持の教師を司級といつて居るが、「シキユー」の發音は初めて聞く父兄の耳には變に思はれるのである、他の言葉に變へる必要があらう。

右は同音異義異漢字を一つにしたが爲めに、引き起された曲論である、次の如き語も屢々此の曲論に陥る。

第三三例

フスマ (襖、衾、藪)

キリ (桐、錐、霧、切)

ケン (間、軒、拳、劍、券、縣、賢)

ヨシ (善、葦、由、縱、止、餘師、餘資)

カキ (柿、垣、蠣、夏季、花器、火氣、花期、禍機)

セツセイ (節制、攝政、攝生)

センドー (船頭、先導、煽動、賤奴)

シキヨー (死去、詩經、市況、司教)

センコー (線香、先考、戦功、専攻、詮衡、遷幸)

ケンシヨー (肩章、見性、健勝、懸賞、憲章、檢證)

舉げれば數限りなく擧げられるであらう。

第七節 反對語

第三四例

無用の者出入を禁ず。

或者曰く「出入を禁ず」とあるが、「入」の方は解るが「出」の方が解らぬ、「入」が禁せられて居るのであるから、「出」を禁ずる必要はないではないか、若し此の禁札に氣付

がずして内へ這入つた者が、出るときにこれを見たとすれば出られぬではないか、何せならば出を禁すとあるから、この揭示は宜しく「無用の者入ることを禁す」と改むべしである云々、これは字の意義から云へば至極尤もな議論であるが、此の場合の出入を禁すと云ふのは、「入」だけに意味があつて「出」には意味はないのである、かういふ揭示を字義一式で解釋しやうとするのは、杓子定規であらう。(第一〇例参照)

第三五例

人の奴たるものは賞罰の甚しきを顧み、惠のあつきを重くす、更にはごくみあはれぶといへども、やすく靜なるをば願はず、たゞわが身を奴とするにはしかず。(方丈記)

この文中の「賞罰の甚しきを顧み」の「賞罰」の意味は賞のみに意味があつて、罰には意味はない、賞の多いことを顧み惠の厚いことをのみ重んずると云ふのである、決して罰の甚しきことを顧みる意味ではない、注意せぬと一寸迷はされる、書經に「畢協賞罰、戡定厥功」、左傳に「賞罰無章、何以沮勸」などあるが、此場合は賞と罰とが

兩方とも意味を持つて居る、右の例とは趣を異にして居る、よく就職の際の履歴書や何かの願書の仕舞ひに、賞罰と云ふ項があつて、已むを得ず何とか書かされるが、字の意味は賞と罰と兩方を含むけれども、事實は賞足けが役立つて、罰の方は先づ書く人がないやうである、何者かの眞理を物語つて居るのであらう。

第三六例

此日梵王帝釋降見國政、故禁殺生是仁之基也、仁與聖其心近矣、天皇大悅下勅天下此日令禁殺生之事。(聖德太子傳曆上七年)

或者曰く「禁殺生」とか、「令禁殺生之事」とあるが、殺を禁するのはよく解つて居るが、生をも禁するといふのは譯が解らぬと、然しながらこの場合の殺生は殺のみに意味があつて、生には意味はないのである、戰國策秦に「制殺生之威、之謂王」とあり、荀子に「貴賤殺生與奪」とあるが、此場合の殺生は殺したり生したりの意味であつて、兩方とも意味があるけれども、右の例の場合には殺の一方のみが意味を持つて生の方は意味を持たぬのである、普通に「殺生禁斷」とか「殺生禁制」とかいふのも屋張

それである、理窟屋はかういふ世話な事をのみ探して居る。

第三七例

「……見る人嘲りあざみて『世のしれものかな、かく危き枝の上にて、やすき心ありてねぶるらむよ』といふに吾が心にふと思ひしまゝに『われらが生死の到来、只今にもやあらむ、それを忘れてもの見て日を暮す、愚なることは猶ほまさりたるものを』といひたれば、前なる人ども『まことにさこそ候ひけれ最もおろかに候』といひて……」（徒然草第四十一段）

右の内の兼好の言に「われらが生死の到来只今にもやあらむ云々」とあるが、その中の「生死」の意味は生と死との二つではなく、死のみの到来である、生は此場合何の意味もないのである、付け加へに過ぎぬ、處が發心集四に「世々生きたがひに極まりなくして、生死のきづなどならん事の、いと罪深く侍るなり」とあるが、この中の生死の意味は生きることゝ死ぬことゝの兩方である。前のは違つて居る、讀む方ではその讀み分けに少なからず頭を痛める、性の悪いひま人はかういふ場合に付け込まう、

揚足を取らうと考へて居るであらう。

右は二個の相反した語から成立つて居る熟語が、一方の意味のみに用ひられ他方の意味を顧みないが爲めに、引き起された曲論である、次の如き熟語も屢々此の曲論に陥る。

第三八例

緩 急（急にのみ意味があつて緩に意味がない例へば、「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」）

多 少（少にのみ意味があつて多に意味がない例へば、「其間の消息を多少知つて居る」）

第八節 感情を含む語

心理學者ゼームスは、理論の中には感情を含んで居ることが多い、感情を離れて理論其者を理解すると云ふことは、容易でないと云ふ意味のことを言つて居る、果してゼームスの云ふ通りであらうか、又た「人は感情の動物である」と云ふ言葉は、屢々吾

々の耳にする處であるが、これも何處まで其れが眞理であらうか、絶對的に人は感情の動物であるのであらうか、或は相對的のもので或る程度までのことであらうか、或は絶對的のものであるとしても各自の環境、教育、修養などによつて左右出來ないものであらうか、此等のことは専門でないから、何とも斷言することは出來ない、けれども日々人に使つて居る言葉を聞いたり、用ひて居る文字を讀むたりして、其意味其者を理解せなければならぬ際に方つて、早や既に其言葉、其文字の爲めに第一次的に、無意識の内に自分の感情を刺激される、或は徵發されて居ることのあるのは確な事實で、著者自らの實感のあることである、讀者も經驗のあることであらうと思ふ、無意識の内に感情を刺激され徵發されることが、よい意味に於て大であるならば、其上に乗せられた理論の理解は容易なやうであるが、之に反して感情の刺激徵發が悪い意味に於て大であれば、それに續て來る理論の理解は中々容易なものでない、この感情の機微を知つて居ると云ふことは、議論をする際に極めて大切なことであらう。

第三九例

○國務大臣(原敬君)「先日江木君ノ御質問ニ對シマシテ内務大臣ヨリ答辯ヲ致シマシタコトハ、内務大臣ニ於テ陸軍大臣ノ意思ヲ付度イタシテ御答辯ヲ致シタノデアリマス、故ニ其事柄ニ付テ相違ノ點モ多クアリマスノデアリマス、而シテ呂運^ニ赤坂離宮禁苑拜觀ノコトニ付キマシテ、當議場ニ於テ論議ヲ生ジマシタコトニ付テ甚ダ遺憾ノ次第デ誠ニ恐^レ悚ノ至ニ堪ヘマセス、將來ニ於テモ斯ノ如キ問題ガ當議場ニ論議ノ題目トナルヤウナコトニハ、十分注意ヲ致ス積リデアリマス、併ナガラ其拜觀ノコトニ付キマシテハ、政府ハ何等宮中ヲ利用イタシテ云々ト云フヤウナル意思ヲ有シテ居ツタノデハナイノデゴザイマス、此邊ノコトヲ併セテ御諒承ヲ希望イタシマス」(大正九年二月第四十二議會貴族院速記録八七頁)

呂運享禁苑拜觀問題で貴族院が緊張して來て、各派交渉會が初まり、硬論軟論中々厳しいものであつた、覺書原案として提出された硬論派の「禁苑拜觀ノ手續キヲナシ

爲メニ議場ニ紛騒ヲ醸シタルハ恐懼ノ至リニ堪ヘマセヌ」の最後の一句「恐懼ノ至ニ堪ヘマセヌ」に對して軟論派は「恐縮ノ至ニ堪ヘマセヌ」に修正すべしと云ふ、「恐懼」と「恐縮」とは是れ足けの形式についていへば只だ、「懼」と「縮」との漢字の違いである、然しながら「恐懼」に含んで居る感情と「恐縮」に含んで居る感情とは餘程違ふのである、習慣の上から見ても、恐懼の二字を用ひる場合と「恐縮」の二字を用ひる場合とは上下貴賤の差がある様に思はれる、音の上から云つても、「ケウク」と云ふのと「ケウシユク」と云ふのとは何とはなしに、一方は品があり、一方は品がないやうな感じもする、理窟は兎に角として國家の粹を集めた貴族院が、「恐懼」と「恐縮」の使ひ分けに二日三晩も議論をして相譲らず、波瀾重疊の結果、他の文字に變更したらと云ふ拆衷派の提議によつて和解の光明を見出し、愈々文字の詮衡に移つて種々審議の結果漸く「恐悚」と云ふ當らず障らすの而も感情を含まぬのみならず、普通の人には意味さへも解らぬ文字を見出して梟がついたと云ふ、今から思へば少々大人氣ない話であるが

文字に含むだ感情が如何に恐ろしいものであるかと云ふことの一端が伺はれやう、これは原首相が其覺書によつて貴族院で辯明せられた速記である。

第四〇例

警視廳は兩三日中に旅人宿取締規則を發布する由なるが、右に就

き市内木賃宿組合員七八名は二日保安課に出頭し、從來より呼來れる木賃宿の名稱は甚だ卑しめられたる名稱なるより之を輕便宿、大正宿、簡易宿、準旅宿、貸宿等の内何れかに改稱し、新に公認組合を設け相互の意思疎通を計り、衛生上の施設を完全ならしめ規約を定め違反者は處罰したいとの陳情を爲したり。

(大正十年二月三日國民新聞所載)

「木賃宿の名稱は甚だ卑しめられる名稱」であるから、「輕便宿」「大正宿」「簡易宿」「準旅宿」「貸宿」の内何れかに改稱して貰ひたいと云ふのである、木賃宿は語源から云へば旅客が食物を持參して薪炭の代金のみ支拂つて自炊する、よく温泉などにあるのであり、實際に於ても最近は餘程改良せられて居るので、人々の最も氣にする不潔で

あるとか、氣味の悪いと云ふやうなことはなくなつて來たのである、けれども「木賃宿」とし云へば奈何しても一種嫌やな感じが先きに立つて不快で堪まらない、組合員が躍起となつて警視廳へ陳情するのも無理はないのである、木賃宿と云ふ語に感情がへばり付いて仕舞つて、幾ら内容を改良しても、人は只だ誤解のみして正解して呉れぬ、木賃宿と云ふ言葉から氣味の悪いと云ふ感じが容易に取れない、恐らく何年経つても取れないであらう、水掛論感情論押問答が遠慮なく呼び起されるであらう。

第四一例

我輩の友人に時計製作の大工場を持つて居る人がある、其工場で出來る時計は頗る精巧な物で謂はゆる舶來品に劣らぬものであるが、其製作品には社名か記し付けて無い、我輩が其理由を尋ねると其工場主は嘆息して「自分の社の名を出したいのは山々であるが、和製は即ち劣等品との世間の誤解が未だ去らぬ爲め、銘を打てば或は劣等品と思はれて賣値が低落し、若し又た優等品と認められても、此は偽銘を打つて賣出すのではないかと疑はれる恐があ

るので世間に眞價を認められるまで、遺憾ながら無銘にして置きます」と云はれた。(穂積博士著「法窓夜話」二一九頁)

「和製は即ち劣等品との世間の誤解が未だ去らぬ爲め」自分の社の名が出されない「世間に眞價を認められるまで遺憾ながら無銘にして置きます」實に残念な事である、數十年來「ジャパン製」「舶來品」の語だけで早く既に良、不良、信、不信、巧、拙の感情が伴つて容易に取れぬ、「舶來品」必ずしもよいのではない、「ジャパン製」必ずしも悪いのではない、けれども何とはなしに一方には吸ひ付けられ、一方には撥ね返へされる根強い感情に、支配されざるを得ぬのは遺憾の至りである。

第四二例

東京の貧民窟細民部落の名稱は帝都の名目上甚だ耳障りだとあつて、府廳の社會課では種々に氣を揉んだ揚句小額收入生活者と稱することに決定した、續いて泥棒竊盜も甚だ耳障りだから東京では特に「無斷持歸者」と改稱してはいかゞ。(大正十年四月二十六日朝日新聞所載)

これは東京府廳社會課で「貧民窟細民部落の名稱は帝都の面目上甚だ耳觸りだ」と云ふので「小額収入生活者」と改稱するに決したと云ふのである、成程「貧民窟」「細民部落」は耳觸りである、内容の意味以外に一種軽蔑した感情が伴つて離れない、然し「小額収入生活者」も奈何なものであらうか、輕蔑の感情が取り去られるのであらうか、小額収入が中額改入となり大額収入とならない限りは、所詮遁れ難ない感情ではあるまいか、「木賃宿」を「大正宿」「準旅宿」と改稱するのは少々異つた改め方であるまいか(第四〇例参照)、朝日の記者が「泥棒竊盜」を、「無斷持歸者」と改稱しては如何と、冷やかして居るのも尤もである、要するに「貧民窟」「細民部落」には一種の感情が伴つて奈何うしても抜けない、最近かういふ風に名稱を變更することが、一種の流行となつて來た、鐵道の職名を改めて驛夫を「驛手」、職工を「技工」、工夫を「工手」、掃除夫を「清淨手」、踏切番を「踏切看手」、火夫を「機關方助手」、と爲やうとするのなぞも其の一つであつて、何れも感じの悪いのが理由となつて居る、然しながら職務の性質其者の變らざる限り、又々十年二十年の後には改稱の必要があらう、甚しきに至つては貧乏とか困窮とかいふ言葉を「要助」「要補」に改めやうと決した女流教育家の團體がある

と聞いて居る(大正十年十月廿八日毎日新聞所載)少々行き過ぎて居りはしまいか。

第四三例

○子爵前田利定君「……………既ニ總理大臣ニ於カセラレテモ、文部

大臣ニ於カセラレテモ、此建議ノ趣旨ヲ御了解ニナツタ以上ハ、ソレニ對シテ適當ノ措置ヲ御取リニナルデアラウト云フコトハ、本員ノ疑ハナイ所デアリマス、貴族院トシテハ、此以上ノ言葉ヲ加ヘルト云フコトハ避ケタイト思フノデアリマス、是ハ閣臣ノ御良心ニ御任カセ申スコトガ宜イト思ヒマス、又國民ノ審判ニ俟ツトイフコトガ宜イト思フノデアリマス、決議案ノ提出ノ諸君ノ如ク問責ノ決議案ヲ差付ケルト云フコトハ、貴族院ノ本分ヲ超エタコトデナイカト思フノデアリマス、貴族院ノ爲スベキ則ヲ踰エタモノデナイカト思フノデアリマス……………」

○江木千之君「……又貴族院ノ權限ニ付テ、問責案ヲ出スト云フコトハナイ
問責ノ決議ヲスル事ハナイト云フヤウナ御説デアリマシタガ、此案ガ果シテ問
責デアルカナイカ、兎角此案ノ意味ヲ確メズシテ名ヲ付ケルト、ソレガ議論ノ
本ニナルノデアリマスルガ、此決議ハ寧ロ責任ヲ明カニスル所ノ決議ト斯ウ申
シタラ、是ガ決議案ノ意味ニ違ハヌ名稱デアラウト考ヘルノデアリマス、貴族
院ガ政府ニ向ツテ責任ヲ明カニスルト云フコトヲ求メルコトガ出来ナイト云フ
コトハ、憲法ナリ貴族院令ノ上ニ於テ、ドコニアリマセウカ……」

(大正十年四十四議會貴族院速記録三二〇—三二二頁)

これは「問責」と「責任ヲ明ニスル」との争ひである、問責と云へば事重大に聞える即
ち喧嘩腰であつて、感じを含む量が多い、「責任ヲ明ニスル」といへば、普通の義務責
任を明にするので感情を含む量が餘程少いやうである、理窟から云へば明かにするた
めには、問はなければならぬので、所詮同一のことを半面づゝ云つて居るに過ぎない

が而も感情を刺激する程度が餘程違つて居るのである、その上過去の問責案が含んで
居た感情も呼び起されて益々遠ざかつて行くのである、心理學者ゼームスの説が泌み
く身に應へて來るやうに思はれる。

第四四例

松右「松右衛門内に居まする、遠慮せずと這入らつしやれ」

お筆「夫はまあ〜お嬉しや」と笠解き捨て、内に入り、

お筆「お前が松右衛門様か、お近付でなければお顔見知らう様はなけれども」

松右「なけれどもならなせござつた」

お筆「さあ申し何が知方に成らうやら、攝州福島松右衛門子槌松と書いた笈摺が

縁になつて」

松右「やあそんなら此方は大津の八丁で又跡の月二十八日の夜の」

お筆「あい、お子様を取違へた者でござんす」(文耕堂作、平假名盛衰記)

「お前」の語は昔は三人稱の敬稱であつた、「かけまくも賢きお前を初め奉り」(枕草

紙一)次で二人稱になつたが、敬稱は依然敬稱であつた、「その縫ひさしたるはお前縫ひ玉へ」(落窪)、其次ぎには右に引用した平假名盛衰記にある如く、「お前が松右衛門様か」即ち「あなた様」の意になつて居る、然るに今日に於ては、「お前」は相手方を卑しめて云ふ言葉であつて、見下げた意味を持つて居る、此語の起りは昔はかくくだると云つても、現在吾々の持つ下品な感情は容易に消え失せぬ、「貴様」「親方」「汝」の類も同じくで、伴つて居る感情を容易に取り去る譯に行かぬ。

第四五例

第七條 協議員會は常務委員の提議に應じ重要なる事項を審議す

(貴族院研究會協議員會規則)

これは最初常務委員會では「常務委員の諮問に應じ」とあつたのを「常務委員の提議に應じ」に変更したのである、その際徳川侯爵の提案理由に、「第七條下前回の常務委員會に於て『常務委員の諮問に應じ』と決定せるも聊か語弊あるを以て『提議に應じ』と變更せるも其精神には何等異なる所なく云々」(毎日新聞所載月日不明)とある「精神には

何等異なる所」はないが「語弊」があるので變更されたのである、その語弊と云ふのは何であらうか、恐らく「諮問」は上より下への縦の感じがあり、提議は同等から同等への横の感じがあるからではあるまいか、言葉と云ふものは誠に厄介千萬な又た面倒此上ないものである、感情を含むことが質に於ても量に於ても安りなるが故に。

第四六例

土佐日記は紀貫之が書いたのであるが、それを自分が書いたとはせず匿名して「男もすといふ日記といふものを女もしてみんとするなり」といつて或女が書いたことにして、云はば伴り飾つて胡魔化して、即ち嘘をつき猫を被つて居るのである、虚偽な、偽善な、惡辣な人をペテンはかけた遣方と云ふべきである、惡んでも尙ほ餘りある所業ではないか。

言葉といふもの特に感情を含むことの大なる言葉程、用ひるのに注意せぬと取り返しのかねことになる、貫之が匿名したことを「伴る」、「飾る」、「胡魔化す」、「嘘をつく」、「猫を被る」、「虚偽」、「偽善」、「惡辣」、「ペテン」、「惡んでも餘りある」などの強い言

葉で表はすのは如何であらう、各々意味其者より感情の方が大であるから、この文章を読み了つた後には貫之と云ふ人は、何か非常な重大罪でも犯したやうな感じが残つて、疑心暗鬼を生せしめる、批評といふ事の六ヶ敷い譯は、内容其者もであるが、一部は言葉遣ひの六ヶ敷い事を含むで居るのであらう。

第四七例

○議長(奥繁三郎君)「……………永井柳太郎君ヨリ昨日ノ演説中或ル部分ノ取消ヲ致シタイ仍テ發言ヲ求メルト云フ通告ガアリマス、此場合許シテ御異存アリマセヌカ」(「異議ナシ」「異議アリ」議長々々)ト呼ブ者アリ

○岩崎勳君「議長」

○議長(奥繁三郎君)「岩崎君」

○岩崎勳君「其取消ヲ認ムルヤ否ヤハ別問題ト致シマシテ、其陳述ハ許スベキモノデアルト思ヒマス」

○議長(奥繁三郎君)「異存ナイト認メマスカラ永井柳太郎君ニ發言ヲ許シマ

ス」(拍手起ル)

(永井柳太郎君登壇、拍手起ル)

○永井柳太郎君「昨日ノ演説ニ就キマシテ取消デハアリマセヌガ釋明致シタイ點ガゴザイマス昨日ノ演説ノ中ニ……………」(「議長々々、取消デハナイノデスカ、永井君ハ取消デナイト言フ」ト呼ブ者アリ)

○議長(奥繁三郎君)「議長ノ宣言ヲ御聽キナサイ」(取消デハナイト斷ツテ居ル)ト呼ブ者アリ)靜ニ御聽キナサイ、永井君ヨリ取消ノ爲メノ發言通告ト云フコトデアリマス——永井君、取消デハナイノデスカ」

○永井柳太郎君「取消デハアリマセヌ釋明ノ爲メデス」

○議長(奥繁三郎君)「諸君、永井君ハ取消ノ爲メニ發言ヲ求メルト云フコトデ諸君ノ同意ヲ得テ發言ヲ許シマシタガ取消ノ爲デナイ、釋明ノ爲デアルト云フコトデアリマスカラ發言ハ許シマセヌ」(拍手起ル)

(大正九年第四十三議會衆議院速記録八七—八八頁)

毎日新聞の批評に次のやうにある。「永井君が前日の演説に對して自分は「釋明」をするので取消をするのではないといつたのは大出来である、釋明といふ言葉は政友會政府の發明したもので從來「陳謝」「取消」といふ場合に屢々用ひられて居る、康熙字典を繰つて字義などを調べる必要はない、立派に其意味で使用された慣例があればそれでよい、硯滴子は永井君の用ひたやうなアカデミックな抽象的言辭を以て取消に價するものと思はぬ、折角政府でこしらへて呉れた新熟字を用ふればいゝ、數日前も奥議長は我々の間では「申譯ありません」といふ處を釋明して濟んだ、之が多數黨の横暴でなくてなんだ、政友會は何故今少し大政黨の襟度を見せられないか、政友會の爲めにも惜む。」(大正九年七月十日所載)

「取消し」と「釋明」との喧嘩であるが、毎日の記者が説明して居るやうに從來は屢々「陳謝」「取消し」「申譯ありません」の場合に用ひられて居るのである、永井君が「取消

し」の語を避けんとし、議長はそれを云はしめやうとする所に、此文字の含む感情の大小が、よく表はれて居る。

以上は言葉なり文字なりが、その眞意の外に感情を含むで居るが爲めに、或る場合は避けんとし、或る場合は利用せんとするのである、次の如きもその例であらう。

第四八例

一、助産婦 最近は二十歳前後で産婆の免狀を持つて居る婦人が出来てきた、此等の婦人を産婆と呼ぶのは可笑しいといふので、助産婦なる新熟語を用ひかけて居る。

一、魔術 近頃までは手品といふ語を用ひて居たが、それでは奈何うも人の目を瞞着するやうに聞えるといふので、近頃は魔術といふ語に變つて來た。

一、催眠術 といふと如何にも山師らしい感情が伴つていかぬといふので、最近は統一法とか、心行とか、調整術とか、靈智術とか、心靈術とか、注意術とか、鎮魂歸神法とか、其他これに似た名稱を用ひて、從來の催眠術とは趣

が違ふと説明して居る、然し内容には變りはないらしい。

一、喜劇 關西では「にわか」といつて居たものであるが、随分たわけたことをやつて居たので、内容の改良も伴つては居るが名稱を全然變へて、悲劇に對する喜劇とした、「にわか」では時代に添はない感じが伴ふからである。

第九節 語源

第四九例

政は正也、國家は正義を守り、國民の正義を行ふ、之を政治と云

ふ。若し政權を藉りて、不正不義を逞うする者あらん乎、其の個人たると、團體たるを問はず、國民の公敵として之を退治せざる可らず、即今の南滿洲鐵道腐敗問題の如き、即是れ也。(大正十年三月八日國民新聞所載)

政治と云ふのは「國家の正義を守り、國民の正義を行ふ」のを云ふのである、何となれば「政は正」なればなりと云ふのである、即ち政の字義は正である(説文に「正也」とあり、釋名にも「改正也」とあり)それだから政治とは、國家の正義を守り、國民の正

義を行ふを意味すると云ふのであるが、然し政の字義が正であるからと云つて、其の字義にのみ論據を据ゑ、これを唯一の出發點として、國家の政治の意義を決めやうとするのは間違ひではあるまいか、二千年後の憲法政治の意義を二千年前の字義にのみ根據付けるのは危険千萬な話ではなからうか、從來舊式の議論にはよく用ひられた論法であるが、今日は最早避けることが必要ではあるまいか、これは漢字が意表文字であるが爲めであらうが、要するに、昔を尊ぶ中華の思想の流れではなからうか。

第五〇例

抑「武」の字は戈の字と止むと云ふ字の二つから成つて居る、さら

ば武の眞意は寧ろ干戈を止めるのである、即ち戦争を豫防するに在る、此意義は素り彼の古今東西を通じ、他に比類なき平和の最大愛好者たる漢民族に依り創造されたものであるが、我が建國以來存在する尙武的精神と符節を合するが如くである、唯大和民族は平和を愛好するが爲に武を尙ぶは同一であるが、一旦緩急に際し必要に應じ、武勇を發揮する場合には漢民族などに比べて一層強

烈である、我國民は正義を好愛し暴虐を嫌忌するの念強く、正義の爲暴逆を抑制する爲には我身の危険を顧みる違なく、猛然之を敢行するの武勇は、古今東西に殆んど全く比類がない。(佐藤鋼次郎氏著『呪はれたる日本』二五二頁)

「武の字は戈の字と止むと云ふ字の二つから成つて居る」それだから「武の眞意は寧ろ干戈を止めるのである、即ち戦を豫防するに在る」と云ふのであるが、字源が戈を止むといふ六書の内の會意から成立つて居るからと云つて、文字を離れた武その者の眞意が戦争を豫防するに在ると断定するのは、少々了解し難い所である、偶々字義と現用の意義とが何處かの點に於て一致することはあつても、大切な論據としては危険な話であらう、少くともこぢつけではないかとの疑念が生ぜざるを得ぬ、婦人の婦の字源は、女が帚をとるのである(後藤文學士著『文字の研究』一七四頁)男子の男の字源は田に力を入れるのである(同一四〇二頁)此等は先づ／＼無難であるが、自然主義の自然の字源は「鼻が燃える」である(同一三三二頁)佛教の佛の字源は人に弗らすである

(同九三頁)と云ふことになつて來ると、こじつけるのにすら困るではないか。

第五一例

○佐々木安五郎君「……………此二三年前ニ獨逸ニ於テハ電氣ヲ食物

ノ肥料ニスル、田畑ノ肥シ料ニ電氣ガナルカ、日本ノ農科大學邊リニ於テハ隨分驚イテ居ル、電氣ヲ肥料ニスルト云フコトハ非常ニ進ンダ學問デアアル、田畑ノ上ニ縱横ニ銅線ヲ張ツテ、針金ヲ張ツテ之ニ電流ヲ通ズルト云フト、其ノ空氣中ニ起ル化學作用ニ依テ其食物ハ二倍若シクハ三倍ノ收穫ヲ多クスルト云フコトハ疑ノナイ事デアアル、之ヲ以テ日本ノ方デハ非常ニ驚イタガ古人ハ一ツモコンナ事ニハ驚カナイ、疾ク昔ニ日本デモ言ツテ居ル電氣ノ電ノ字ハ何ト云フ、電ノ訓ハ「イナヅマ」ト付ケテ稻ヲ助ケル女房役イナヅマト付ケテアル、稻ノ花ガチラホラ白クナル時ニ、電光ガストツト通ツテ往ク、此電光ノ力ニ依テ稻ノ穂ガ能ク實ルト云フコトハ、古人既ニ稻妻ノ言葉ニ於テ言ヒ盡シテ餘蘊ナシ、今ノ人間ハサウ云フ事ハ知ラヌ……………」

(大正十年第四十四議會衆議院速記録第八九九頁)

空中から窒素をとつて、田畑の肥料にする最新式の方法に就ては我國では、疾くの昔に知つて居る、その證據は電氣の「電ノ字ノ訓ハイナヅマト付テ稻ヲ助ケル女房役イナヅマト付テアルカラデアル、稻ノ花ガチラホラ白クナル時ニ電光ガスーツト通ツテ往ッ、此電光ノ力ニ依ツテ稻ノ穂ガ能ク實ル」、「古人既ニ稻妻ノ言葉ニ於テ言ヒ盡シテ餘蘊ナシ」だと云ふのである、然し「イナヅマ」の語源が「稻ヲ助ケル女房役」の意味だからと云つて、最新式の電氣肥料の事を知つて居た證據だと言はれやうか、徳川の國學復興の時代に、常識語源論と云ふのがあつて、「時」はトツトと來るからと、「水」は人の見て居らぬ山中から流れて來るからみずであるなどのよい加減なことを云つたのがあつたが、語源を唯一の根據として、最新式の發明を横取りしやうといふのは奈何なものであらうか、少々眉唾ものであらう。

第五二例

○佐々木安五郎君「……………西洋人ハ此頃漢字ノ研究ト云フコトヲ

非常ニ詳シクヤリ出シタ、ソコデ太陽ノ中ニ現ハレル所ノ黒點、天文學者ガ不思議ニ思フ黒點、是ハ日月ノ日ヲ象形文字ニ直スト、マン丸ノ中ニ黒イ點ガ打ツテアル、支那ニ於テハ日ノ字ヲ造ルトキニ既ニ太陽ニ黒點ガアルト云フニトヲ知ツテ居ル、地球ニ熱ガアルノハドウ云フカト云フト、大陸ノ陸ノ字ノ「B」カ除ケテ「壺」ヲ書イテ右ニ「丸」ヲ書イテ下ニ「火」ヲ書クト、直グニ熱ト云フ字ニナル、地球ガ丸イ形デ、而モ中ニ地心熱ノアルト云フコトハ「熱」ト云フ字ニ於テ現ハレテ居ル、西洋ノ學問ガ新シイト云フガ、コツチノ方ガ餘程新シイ……………」(大正十年第四十四議會衆議院速記録八九九頁)

漢字の本来本元である支那では、「日」ノ字ヲ造ルトキニ既ニ太陽ニ黒點ガアルト云フコトヲ知ツテ居ル、其證據は「日」ヲ象形文字ニ直スト、マン丸ノ中ニ黒イ點ガ打ツテアル」ので解ると云ふのであるが、危険な論斷ではなからうか、又た「地球ガ丸イ形デ而モ中ニ地心熱ノアルト云フコト」は「熱」と云ふ字の字源で解る、「西洋ノ學問ガ新

シイト云フガ、コツチノ方ガ餘程新シイ」と言つて、漢學萬能を説かんとして居られるが、奈何んなものであらう、それほど支那では昔から天文學や地質學が發達して居て、今日に劣らぬ學説が唱へられて居たのであらうか。

第五三例

常識とは英語のコンモンセンスを譯したものであるが、センスと云ふ言葉には智識と云ふ意味はない、それ故學問上から得る智識即ち學識の如きは常識の眞の意味に當て箴まらなと思ふ、乃で全く學問のない田夫野人の徒でも怖ろしい常識の發達して居る人がある。

(大正十年五月二十日朝日新聞「讀者から」欄所載)

「學問上から得る智識即ち學識の如きは常識の眞の意味に當て箴まらなと思ふ」その理由は Commonsense の「sense」と云ふ言葉には智識と云ふ意味はない」からと云ふのである、然し乍ら語源を根據にして生命のある有機的な言語の意味を、批判斷定しやうとするのは根本に於て間違つて居りはせぬか、著者は決して論者の反對の位置に

立つて智識即ち常識なりと主張するのではない、議論の出發點が間違つて居りはせぬかと云ふのである、「田夫野人の徒でも、怖ろしい常識の發達して居る人」は確にあるそれだからコンモンセンスのセンスは智識の意味はない證據になるとはいはれない、「常識の眞の意味」といふのは語源の意味のことなのであらうか、それでは言葉が死んで仕舞つて、詰まらないことになりはせぬか。

第五四例

馬を動かすに、「シツ」と云ふのは誤りである、「ドウ」と云はなければならぬ、何となれば「ドウ」は動くと云ふ字だから、又た馬を止めるときには「シツ」と云はねばならぬ、何となれば、「シツ」は止めると云ふ字だから。

これは字義と字音と馬を動かしたり、止めたりする際の發聲との三つを統一しやうとするのであるが、根本に於て間違つて居る、馬を動かしたり、止めたりするときの發聲は、何等字源には關係がないのである、之を強て結び付けやうとするならば、馬は命令の反對に動作するであらう、本來の物の生ひ立ちが違ふのである、違つた生ひ

立ちのものを、無難作に統一しやうとするのは甚しい過ちであらう、局した論據の探し方である。

第五五例

(問)ちと無理な問ですが、牛は何せ遅いでせう。

(答)それは遅の字の中に牛があるからです。(少年文庫第二巻第五號六八頁)

これも字源の問題である、牛ののろい理由は遅の字の中に牛があるからだ云ふ、然しそれは理由にはなるまい、遅の字は、會意の字であるが、牛がのろいから遅の字が出来たので、遅の字の中に牛があるからのろいのではない、のろいのが先きで字形は後である、出来上つた字形を基礎として、其の上に議論の論據を据ゑやうとするのは大愚であらう。

第十節 句

第五六例

○男爵藤村義朗君「尙ホ伺ヒマスガ、總理大臣ハ此尼港事件ヲ以テ不可抗力ノ爲ニ如何トモスル能ハザルニ出デタルモノト御認メニナリマスヤ

否ヤ」

(國務大臣原敬君演壇ニ登ル)

○國務大臣(原敬君)「不可抗力ト云フコトハ新聞ナドニ現ハレマシテ私ガ左様ナコトヲ申シタト云フコトデアリマスルガ、誰モ承ハツタモノハナイノデアリマス、新聞ニハ頻リニソレヲ書イテアリマスガ、從ツテ世間ノ問題ニナツテ居リマスケレドモ、併シ餘程意味ガ違ツテ唱ヘテ居ルヤウニ見エマス、實際結氷ノ場合ニ如何ナル方法ヲ以テシテモ兵ヲ送ル……援兵ヲ送ルコトハ出来ナンダト云フ話ハ致シタコトハアリマス、言葉ヲ換ヘテ申セバ不可抗力ニ相成リマセウト思ヒマス、ソレ等ノ點ニ於テハ如何トモ致方ガナイノデ一月末ニ増援ヲ求メ、兵ノ増員ヲ求メマシテモ如何ナル方法ヲ以テシテモ兵ヲ送ルコトハ出来マセス、此點ニ付テハ確カニ不可抗力ト申シテ一向差支ヘナカラウト考ヘテ居ルノデアリマスガ其他ニ於テ何事モ不可抗力デアツタト申ス譯デハアリマセヌ

ケレドモ、最初ノ間、事件ノ勃發イタス以前ニアツテハ何等之ニ對シテ大イナル増兵等ヲ致シテ救援致サナケレバナラヌト云フヤウナ狀況モ見エナイ、左様ナル報知モナカツタノデアリマス、一月末ニ報知ノ參ツタ時ニハ、如何ナル方法ヲ以テシテモ増援スルコトガ出來ナカツタノデアリマス、不可抗力ト認メルヤ否ヤト云フ單純ナル御質問ニハ御答ヘテ致スコトハ出來マセヌケレドモ斯ウ云フ場合ハ言葉ヲ換ヘテ申セバ不可抗力ト申シテモ差支ヘナカラウト思フノデアリマス」

○若槻禮次郎君「……………藤村男爵ノ質問ニ對シテ總理大臣ガ御答ヘニナツテ尼港ノ問題ニ付テ、政府ハ責任ノ無イト云フコトヲ御答辯ヲナサレタコトニ付テハドウシテモ御尋ヲセヌデ黙ツテ居ルコトガ出來ヌノデアリマス、總理大臣ハ「ニコライエフスク」ト云フ所ハ、寒中ニハ氷ニ鎖サレテ、何人ガ如何ニシテモ人力デハ決シテ救ハレル所デナイ、ソレデアルカラ同胞七百人ノ犬死ハ己ムヲ

得ナイ不可抗力デアルト云フテ宜カラウト思フ、斯ウ云フヤウニ御覽ニナツテ居ルヤウデアリマス、是ハ政府トシテノ御考ヘトシテ私共驚クベキ御考デアルト思フ……………」

○國務大臣(原敬君)「……………最後ニ尼港問題、是ハ不可抗力デアルト私ガ申シタノデアアリマセヌ、藤村男爵ハ不可抗力ト云フノカト御尋チガアリマシタ、ソレハサウ御評論ニナルナラバソレマデノ話デアリマス、ト云フノハ現ニ北方ニ兵ヲ送ルコトガ出來ナイ、如何トモ仕様ガナイカラ言葉ヲ換ヘテ不可抗力ト云フテモ餘リ不適當ナ言葉トモ思ヒマセヌ、ソレハサウ御評論ニナツテモ宜シイト云フニ過ギナイ……………」

○若槻禮次郎君「……………西比利亞ノ問題ニ付テ不可抗力ト言レタ、今先キ總理大臣ハ其壇上ニ御出ニナツテ藤村男爵ノ質問ニ對シテ寒中ニ救援スルコトノ出來ナカツタノハ己ムヲ得ナイ、ドンナニシテモ人間ノ力デ出來ナイ、ソレダカ

ラ自分等ニハ過失ガナイ、是モ不可抗カト自分ガ云ツタラ、サウモ云ハレルト斯ウ仰シヤツタ、ソレデアルカラ總理大臣ハ尼港ヲ救済スルコトハ出来ナカッタ、アソロデ我同胞七百人ガ誠ニ慘酷ナル犬死ニ陥ツタト云フコトハ不可抗カデアルト仰シヤツタカラ、ソレヲ土臺トシテ私ガ不可抗カデ死ナセナケレバナラナイヤウナ所ニオ置キニナツタノハドウ云フ譯デアルカ、斯ウ御尋ヲシタノデアリマス」

○國務大臣(原敬君)「……………コルチャツク政府ノ覆没以來段々危険ナル状態ガ起ツテ來テ、茲ニ相當ナル増兵ヲ求メテ參ツタ時ハ一月末デアリマシテ、如何トモスルコトノ出来ナイ時デアリマス、不可抗カト申シタカ、申サヌカドツチデモ宜シイ、藤村男爵ガサウ申サレタカラ、私モ言葉ヲ重子テ云ヘバサウ申シテ宜シイノデアリマス、實際彼地カラ増兵ヲ求メテ參ツタ時ニハ、コチラカラ兵ヲ送ルコトノ出来ナイ時機デアリマス、ソレハ不可抗カデアル、斯ウ云フコ

トヲ申シタ是等ガ止ムヲ得ザル事デアル、如何トモ仕方ガナイト云フ事情ヲ御了解相成リ兼子ルト云フノデアリマスナラバ、屢々聲明致シマシタケレドモ、尙ホ詳シク其事情ハ陸軍當局ヨリ説明イタシテ無論宜イノデアリマス……………」

(大正九年第四十三議會貴族院速記録七四頁—八七頁)

「不可抗カ」の意義についての議論である、前後十七回も「不可抗カ」と云ふ言葉が繰返されて居る、原首相の用ひられた「不可抗カ」の意義は「實際結氷ノ場合ニ如何ナル方法ヲ以テシテモ兵ヲ送ル……………援兵ヲ送ルコトハ出来ナシ」實際彼地カラ増兵ヲ求メ參ツタ時ニハ、コチラカラ兵ヲ送ルコトノ出来ナイ時機デ「あつたので」是等ガ已ムヲ得ザルコトデアル、如何トモ仕方ガナイト云フ」意味である、即ち輸送の方法に於ては所詮「不可抗カ」である、結氷が邪魔になつて輸送が出来ぬ、之を「不可抗カト申シテモ差支ヘナカラウ」尙ホ詳シク其事情ハ陸軍當局ヨリ説明イタシテ無論宜イノデアリマス」と云ふのである、此不可抗カの結果「我同胞七百人ガ誠ニ慘酷ナル犬死

ニ陥ツタ」こと其事については不可抗力だとも何とも云つて居られぬ、尼港事件其者を以て「不可抗力ノ爲ニ如何トモスル能ハザルニ出デタルモノ」とは云つて居られぬ、然るに若槻氏は「寒中ニ氷デ鎖サレテ何人ガ如何ニシテモ人力デハ決シテ救ハレル所デナイ、ソレデアルカラ同胞七百人ノ犬死ハ已ムヲ得ナイ不可抗力デアルト云ツテ宜カラウト思フ、斯ウ云フヤウニ御覽ニナツテ居ルヤウデアリマス」と云はれて居る、一は輸送の方法が不可抗力であると云ひ、一は慘殺其者が不可抗力であると解釋しての争ひである、不可抗力の意味が此場合は二つに用ひられて居る、使ひ分けて考へれば左程六ヶ数いことではない。

第五七例

○關直彦君「……加洲ニ於テ我國民ガ差別的待遇ヲ受クルコト

ヲ吾々ハ憤慨致シマスルガ、願テ自分ノ内ヲ見マスルト云フト國民ノ中ニ政府ガ——政府トハ申シマセヌ國家ガ差別的待遇ヲ施シテ居ルノデ、三圓以上納メナイ者ハ權利ヲ有ツコトハ出來ナイ、自分ノ内ノ國政ニ參與スルコトガ出來ナ

イト云フ差別的待遇ヲ施シテ居リナガラ世界ニ於テ日本人ニ向ツテ差別的待遇ヲ爲スコトハ怪シカラスト言フコトハ私ハ自ラ侮ルモノト思フノデアリス……

……」（大正十年第四十四議會衆議院速記録一七四頁）

茲に「差別的待遇」と云ふ文字が二様に用ひられて居る、一つは加洲に於ける人種上の差別的待遇であり、一つは我國內に於ける選舉權の差別的待遇である、然し考へて見ると差別的待遇と云ふ文字其者は一致して居るが、各々差別する理由を異にして居る一は人種の差別が待遇の差別を決める條件であり、一は納税額の差別が待遇の差別を決める條件になつて居る、若しこれが日本人が臺灣人なりアイヌ人なりに對し、差別的待遇をすると云ふのならば、大小の差こそあれ人種の差別であるから、幾分その意味が理解出来るが、全くかけ離れた選舉權について、納税額三圓以上と三圓以下とにより、差別的待遇をするのは「怪シカラヌ」と云ふのは、加洲に於ける差別的待遇に憤慨する自身として、「自ラ侮ルモノ」と云はねばならぬであらうか、憤慨し自ラ侮

るには餘りに、距離の遠い理由ではあるまいか、差別的待遇と云ふ字に敗けて、その理由の差別を顧みなかつた議論であらう。

第五八例

刑法上の事件は法律によりて罰せらるべし、竊盜の告發は刑法上の事件なり、故に竊盜の告發は刑法によりて罰せらるべし。

「刑法上の事件」と一概に云へば、竊盜其者も竊盜の告發其者も、同じく刑法上の事件である、然しその内容は全く違つた内容を持つて居る、竊盜の方は所詮罰せられねばならぬが、竊盜の告發の方は罰せられる處でない、或場合は御讚めの言葉をさへ頂戴するのである、形式は一つであつても、内容は二つになつて居る、一つの形式と二つの内容とが纏れた結果、「竊盜の告發は刑法により罰せらるべし」と云ふ誤つた結論に到着したのである、原づく所の根源は意味の重複にある。

第五九例

仁者は山を楽しむ、彼は山を楽しむ、故に彼は仁者である。

山を楽しむ者必ずしも仁者でない、仁者ならざる人が最近、日本アルプス縦断とか

信越國境踏破とかに出掛ける、富士登山でも妙義登攀でも必ずしも仁者でない、然るに彼は山を楽しむから、彼は仁者であると云ふのは、何處かに怪しい所がある、「山を楽しむ」と云ふ表面の形式は一であるが、裏面の内容は二以上である、その形式と内容とを、強ひて一つの型に箝め込もうとするのが、抑もの間違の基になつたのである。

第六〇例

最も飢餓に迫りたる者は最も多量の食を爲す、今最も少量の食を

爲す者は最も飢餓に迫りたる者なり、故に最も少量の食を爲す者は最も多量の食を爲す者なり。

結論は矛盾したことを言ひ表して居る、「最も少量の食をなすものは最も多量の食を爲す者である」とは何の意味であるか皆目譯が解らぬ、「最も飢餓に迫りたる者」と云ふ語句の意味が、現在最も飢餓に迫つて居るものを指す意味(少量)と、現在と云ふ束縛から離れて、普通一般に生理上の欲求を満すと云ふ場合の意味(多量)と二つになつて居る、此二つは本來正反對な意味である、而も形式に變りはないがために、かうい

ふ矛盾不徹底な結論に到つたのである。

第六一例

慈悲深き人は、人の難儀を見ては救はざらんと欲するも能はずして救ふ、凡てなさざるべからずしてなすものは何等賞讃の價値なし、故に慈悲深き人の所爲も何等の價値なし。

これは「……せざらんと欲するも能はず」と云ふ意味に二つある、一は道德的の意味であり、も一つは法律的の意味である、即ち強制力を持つた時の意味と、持たぬ時の意味との差別から、此の如き結論に運ばれたのである、表面の一致だけを見て、裏面の差別を顧みない三百の言ひ方であらう。

第六二例

世有_二伯樂_一然後有_二千里馬_一。千里馬常有而伯樂不_二常有_一、故雖_レ有_二名馬_一祇辱_二於奴隸人之手_一。駢_レ死於槽櫪之間、不以_二千里_一稱_上也。(韓愈、雜說)

前の「千里馬」と後の「千里馬」とは、意味が違ふやうである、前の千里の馬は伯樂の感覺を通り、頭の屈折を通つた後の千里の馬である、即ち認定済みの千里の馬である

が、後の千里の馬は未だ伯樂の感覺も頭も通らぬ、單に馬としての實質上の千里の馬であつて、何處の誰が左様に認めて千里の馬だとして居るのであるか、それは知り兼ねるが、兎に角伯樂は未だ認定して居らぬ馬である、此の區別をした後に此の文章を讀み返へさぬと、前後の意味が解らぬ、又た一面から見れば、伯樂が先きで千里の馬は後であるか、千里の馬が先きで伯樂は後であるか、認定と存在との循環論證であるとも見られやう、要するに意味の曖昧な句である。

第三章 文意曖昧 (Fallacy of amphibology)

文意曖昧の曲論と云ふのは、一語一語の意味には別に曖昧なことはないけれども、之を一節の文章に綴り合せるなり、一列の議論に組立てるなりすると、その文章全體議論全體の意味が、本來表はさんとする意味と違つて來るのをいふのである、即ち或る見方から見ると、本來の意味の通りに解釋されるが、他の見方から見ると違つた意味に解釋され、甚しきは三通りにも四通りにも、解釋されるものが出來て來るのである、さういふ誤解され易い文章なり議論なりを、文意曖昧の曲論といふのである。

第六三例 五と六の二倍は幾らか。

この文章は質問體の文章であるが、その意味が二通りに解釋される、先づこの質問の答から調べて見やう、一體この答は幾らかと尋ねると、或る人は十七と答へ、或る人は二十二と答へる、然らば何處で違ふかと云ふと、「五と」の次ぎで切るか(答十七)

「五と六」の次ぎで切るか(答二十二)切り處によつて違つて來るのである。而もこの文章足けでは何處で切つてよいか、切る者の勝手であるから答は十七も正しく、二十二も正しいといふことになる、即ち二様に解釋され二様に答が出て來る。

第六四例 あの女は外面は兎に角夜叉の様な女である。

この文章は「外面似菩薩」内心如夜叉」と云ふ華嚴經の句から來たのであるが、讀み様によつては意味は二様にとれる、一つはあの女は外面を見ると、兎に角夜叉のやうな醜い顔をして居るが、内心は菩薩のやうな優しい女だと云ふ意味と(醜女)、もう一つは彼の女は外面は兎に角菩薩のやうであるが、内心は夜叉のやうな女であると云ふ意味と(美女)、全く正反對の二つの意味になる、これは「兎に角」と云ふ字を上につけると顔は菩薩「内心は夜叉」になり、下につけると顔は夜叉「内心は菩薩」になるのでその心持ちで別々に二三度讀み返へして見るとよく解る。

第六五例 明日雨降り候天氣には御座なく候。

徳川將軍の時代には鷹狩が催はされた、固より征夷大將軍のすることであるから、幕臣は固より諸大名も齊しく威儀を正して列席せなければならなかつた、茲に起る問題は鷹狩當日の天候如何の問題である、若し好天氣に相違ないと思つて準備して、萬一雨が降つては大變だし、さらばとて雨天だとして準備も出來ず、そこで當時の測候所に豫報せしむるのが例であつた、處が萬一測候所の役人が觀測を誤つて、晴天だと豫報したのに雨が降つたり、雨天だと豫報したのに晴天であつたりしたときは、死して罪を咎びねばならぬ程のものであつた、今から考へれば無理な話ではあるが、封建の時代にはこんなこともあつたであらうと思はれる、そこで測候所の役人は右に掲げたやうに「明日雨降り候天氣には御座なく候」と答へたのである、處がこの答は二様に取れる、「明日雨降り候」で切つて新規に「天氣には御座なく候」と讀み下せば、これは正に雨天である、然し「明日雨降り候天氣には」と續けて、之に「御座なく候」を付け加へて讀み下せば晴天である、晴天にはならなくとも雨天ではないと云ふことになる、

即ち前の讀み切り方では雨天、後の讀み切り方では晴天と云ふ全然相反對した意味になる、文意曖昧の好適例であらう。

第六六例

私は一昨日學校を卒へて歸つて參りました。

この文章について考へると、學校を卒へたのが、一昨日であつたのか、歸つたのが一昨日であつたのか孰れが孰れであるか確かでない、學校を卒へたのは一昨日で歸つたのは一昨日(即ち同日)とも昨日とも將た今朝ともとれるし、學校を卒へたのは一ヶ月も前で歸つて來たのは一昨日であつたともとれる、要するに文法上からいへば「一昨日」と云ふ副詞は、「卒へて」を制限して居るのか「歸つて參りました」を制限して居るのかの問題であるが、この文章だけでは孰らとも斷言は出來ぬ、前後の事實關係を見て然る後定めるより外に仕方があるまい。

第六七例

○小山松壽君「……………去ル二十五日中野正剛君提出ノ、朝鮮統治

ニ關スル調査機關設置ニ就テノ建議案ハ、外ハ國際關係上ニ帝國ノ威信ヲ保持

シ、内ハ千七百万人ノ新同胞ノ福利ノ増進ノ將來ヲ考ヘマスル點カラ見マシテモ、極メテ重大デアリマシテ、之ガ爲メニ提出者ノ説明ハ、懇切ニ丁寧ニ質疑ハ十分ニ應答アリマシテ、討論ハ慎重ニ盡クサレタノデアリマス、然ルニ當日ノ光景ハ諸君ノ御覽ノ通り、此壇上ニ於テ諸君ノ述べラレタル其趣旨ガ言々適切、爲政者ノ宜シク採ツテ其資料ト致サナケレバナラヌニ拘ラズ、一議員ノ齋藤總督ノ手許ニ往ツテ私語スルヤ、總督倉皇トシテ政府委員ノ席ヲ離レ、而シテ其質疑ノ必要上其出席ヲ要求スルノ急ナルヲ看テ、本院ヲ退院セラレタコトハ議長宣告ノ通りデアリマス……」

(大正十年第四十四議會衆議院速記録五九〇頁)

この最後の「議長宣告ノ通りデアリマス」と云ふのは、何處から何處までが議長の宣告なのであるか、小山氏の演述足けを讀むと、「一議員ノ齋藤總督ノ手許ニ往ツテ私語スルヤ總督倉皇トシテ政府委員ノ席ヲ離レ而シテ其質疑ノ必要上、其出席ヲ要求スル

ノ急ナルヲ見テ本院ヲ退院セラレタ」と云ふのが議長の宣告のやうに聞える、左様に解釋するのが普通當然のやうに思はれる、然るに事實議長が宣告されたのは。

○永井柳太郎君「簡單デアリマスカラ此席カラ申シマス、本決議案ノ賛否ヲ決メル前ニ、參考トシテ齋藤朝鮮總督ノ御出席ヲ仰イデ、質問致シタイ事ガアリマス」

○議長(奥繁三郎君)「永井君——永井君ニ一言致シマスガ、齋藤總督ハ先刻マデ居ラレマシタが見エマセヌカラ、今政府委員ノ所へ書記官ヲ遣リマシタガ、既ニ退院サレテ居リマス、政府委員ハ居ラレマス、ソレデ宜シウゴザリマスカ」

(同上、四三四頁)

であつて、單に「齋藤總督ハ先刻マデ居ラレマシタが見エマセヌカラ今政府委員ノ所へ書記官ヲ遣リマシタガ既ニ退院サレテ居リマス」と云ふに止まつて、極めて簡単な宣告である、即ち小山氏の「議長宣告ノ通りデアリマス」と云ふ句は、聞く人をして

誤解せしむる恐れがありはせぬか、も少し内容を明白にする言ひ方をせなければ確に過たしめる、小山氏には聞く者をして態々過たしめやうとする、さう言ふ意思は毛頭ないに極つて居るが、理解する方から言ふと、所謂「議長宣告ノ通り」と云ふのは何處までのことであるか、考へ直さざるを得ないのである、議長は速記録にある通り決して「一議員ノ齋藤總督ノ手許ニ往ツテ私語スルヤ總督倉皇トシテ政府委員ノ席ヲ離レ云々」とは宣告して居られぬ、「議長宣告の通り」は文意確に曖昧である。

第六八例

丸天醤油は八合を以て一升の代りをするもの、煮たきに一倍の味を増し幾年たつとも味は變らぬ大徳用品なり。

これは或る醤油屋の廣告文であるが、この文意が曖昧である、醤油が八合である事は先づ解るが、一升と云ふのは何が一升なのであらうか、「代りをする云々」とは何の代りをするのであらうか、「一倍の味を増す」とは固有の味があつて、その味を倍にする意味であるに相違ないが、行き掛り上八合と一升と一倍とが混雜して、何が奈何

うなるのであるか考へるほど譯が解らぬ、後ちある新聞に出て居た廣告を見ると次のやうに書いてある。

- 一、丸天醤油は八合を以て一升の代りをする經濟的大徳用品なり。
- 二、丸天醤油は物の煮たきに色つかす一倍の味をます大徳用品なり。
- 三、丸天醤油は幾年たつても味ひかはらぬ大徳用品なり。

右のやうに三箇條に分析して書いてあれば、その意味はよく解るが前記のやうに一文章に縮めて仕舞つたものだから、解らなくなつたのである、「丸天醤油は八合を以て一升の代りをする」で、一旦句點を切り、改めて「もの、煮たきに一倍の味を増し」と讀み下せばよいのである、僅か一個の句讀點の誤りで非常に難解な文になつたのである

第六九例

議長は妄りに發言するを禁止せり。

この文章は二様に解釋される、一は「議長は禁止せり」「何を」「妄りに發言すること」を、「も一つは「議長は妄りに禁止せり」「何を」「發言することを」「この二つである、若

し前者の意味ならば發言する者が妄りなのであるから發言する者に責任があるが、後者の意味ならば妄りに禁止したのは議長であるから、議長に責任があるのである、即ち「妄りに」なる副詞は「發言する」を制限するか、「禁止せり」を制限するかによつて、意味が分れて來るのである、或る人は云ふであらう「此文章をこの様に二様に解釋するまでにはないではないか、常識から云へば初めの解釋の通り妄りに發言することを、議長が禁止したとするより外はないではないか」と、然しながら文理解釋は左様に狭いものではない、殊に日本語の副詞は英語や獨乙語と違つて、餘程遠い所にある動詞を制限することがあるから、出來る限り廣義に解釋して置く必要があらう、周章て、狹義に解釋して置く、後に融通のつかぬ破目に陥つて閉口することがある、要するに此文章は確に兩様にとれる文章であらう。

第七〇例

生るゝ所の女子の固より健全なるを得ざること明なり。

(大槻博士、廣日本文典)

この文章は「固より」と云ふ副詞を、如何に取扱ふかによつて意味が違つて來る、若し「健全なるを得ざる」に掛るとすれば、所詮健全なるを得ないと云ふ意になり、若し「こと明なり」に掛るとすれば、健全なるを得ないことは言はずと知れた明かである、云ふ意になる、普通には斯ういふ場合に孰れにしても同じぢやないかと云ふ人もなきにあらずであるが、場合によつては餘程相違のあることであらう、少くも絶對的にと云ふ意と相對的にと云ふ意との差は、確に此場合感付かれるであらうと考へる。

第七一例

景綱「昔より源平兩家天下の武將として違勅の輩を討つに、兩家の

郎等大將を射ること互にこれあり、同じ郎等ながら公家にも知られ參らせたる身なり、下郎等の射る矢立つか立たぬか御覽せよ」と能つ引いて射たれども、爲朝これを事ともせず云々。(保元物語、白河殿夜討)

景綱の言葉の中の「武將として」の一句は、「違勅」につづくのであるか、或は又た「討つ」につづくのであるか、即ち武將であつて而して 陛下の詔に背いたものを討つ

か、或は違勅せしものを武將として討つのか、恐らく後者の意味であらうと思はれるが、考へやうによつては迷はされるのである、又た其の次ぎの「兩家の郎等大將を射ること互にこれあり」は、郎等が大將を射るのであるか、武將が郎等と大將との二種類のものゝ射るのであるか、恐らく前者の意味であらうと思はれるが、見やうによつては後者の意味の方が正しいやうにも思はれる、要するに筆者の頭の中では何でもなかつたらうが、後世之を嚴密に解釋しやうとすると、孰れを取つて孰れを棄てたらばよいか迷はざるを得ぬのである、要するに文意は曖昧であると云はねばならぬ、古文書の解釋は昔から六ヶ敷いものとされて居る、これも其の一つであらう。

第七二例

「都では大平を謳歌して居る最中に、丁度文永五年春鎌倉から元使が来たとの急使があつた、朝廷は現時に於ける我外交當局者の如く頗る弱腰で菅原成長をして、返牒を書かせたが、それは無論對外軟を極めて居た……」

(佐藤鋼次郎氏著「日米若し戦はば」三九頁)

右の文章中の「鎌倉から元使が来たとの急使があつた」の一節は文意がはつきりせぬと云はれやう、「鎌倉から」と云ふ句は「元使が来た」に掛るか、「急使があつた」に掛るかの問題である、吾々日本人は幸にして歴史の背景があるから、鎌倉から都へ来たのは元使ではなくて、急使であることは直に理解が出来る、従つて斯の如き文章を問題にするに及ばぬと思はれるが、歴史の背景のない人には恐らく了解し兼ねる文章であらうと思つて掲げた。

第七三例

法師ばかりうらやましからぬものはあらし、人には木のはしのやうに思はるゝよと清少納言がかけるも、げにさることぞかし。

(徒然草、第一段)

この初めの「法師ばかりうらやましからぬものはあらし」は如何に解釋すべきか、昔から解つたやうな解らぬやうな解釋のまゝで今日に至つて居る、「法師ばかりうらやましからぬ」足けを取つて解釋すると法師などは羨しくないと云ふことになり、それ

邪で一時發熱三十八度にも達して居られたが、それが爲め不幸遂に死去せられたから今度の音樂會は遺憾ながら中止する、就ては發賣の入場券は御買入の箇所て返却する」旨を重ねて遍く通知したが、不圖誰か、前の電報を熟讀すると全く辨慶長刀式の句切り違ひで實は「寢臺券取消す」といふ意味であつた事が判明し又もや大騒ぎとなり、改めて死去を取消し「弘田氏は至極壯健だから豫定通り十八日に開會する」旨を觸れ廻つた（大正十年六月十八日朝日新聞所載）、至急電報の初めに「シンダイケン」とあれば、誰れも「死んだ行けぬ」と解釋するであらう、よもや「寢臺券」のことであるとは思はれない、電報は豫想外なことを惹き起すものである。

第七六例

左ノ文章ニ送假名ヲ附ケ且ツ解釋セヨ

陳寔在郷閭平心接人其有爭訟輒求判正曉諭曲直退無怨者皆歎日寧爲刑罰所加不爲陳君所短。（大正十年三月高等學校入學試驗漢文問題）

漢文章も亦た文意曖昧の傾きの多い文章である、右の試験問題の送假名の内、「其有」爭訟輒求判正曉諭曲直退無怨者」に附すべき送假名が二通りある、其一は「ソレ争訟有リ輒チ判正ヲ求メバ曲直ヲ曉諭スルニ退テ怨者ナシ」、他は「ソノ争訟有ルヤ輒チ判正ヲ求ム曲直ヲ曉諭スルニ退テ怨者ナシ」、この二通りである、前者ならば判正を求めて來ればと云ふ假言命題 (Hypothetical proposition) であり、後者ならば判正を求めて來ると云ふ定言命題 (Categorical proposition) である、内容からいへば孰らでも構はぬにしても、論理學上の形式からは大分意味が違つて來る、朝日新聞紙上に次のやうに書いて居る。

七高教授武藤長平氏は某雜誌に寄書して明かに送り假名は「其有^リ争訟、輒^チ求^ム判正^ヲ」又は「其有^リ争訟、輒^チ求^ム判正^ヲ」であつて「其有^ル争訟、輒^チ求^ム判正^ヲ」と送り假名を附するは誤りだと書いて居る、此の武藤教授の解釋を誤りだと言ひ出したのが東京高師教授内野臺嶺氏で氏は「其有^ル争訟、輒^チ求^ム判正^ヲ」であらねばならぬと主張し、尙氏は一高側の漢文學教授島田鈞一、安井小太郎兩氏に質した處一高の兩教授も内野氏

と同意見であつた、茲に至つて七高と一高では同じ問題に對して全く反對の解釋を下して居ることが暴露された譯だ、相違點は僅かだが僅かに一點の差異で落ちた生徒はザラにある、其の及ぼす影響は深い、此の始末を文部當局はどうつけるか教育界の問題とされて居る。(大正十年五月二十日所載)

然し漢文の訓讀法には昔から和訓にのみ偏した道春點(林道春)と云ふのがあり、漢文直譯に偏した一齋點(佐藤一齋)と云ふのがあり、又た其中間を取つて最も世に行はた後藤點(後藤芝山)と云ふのがある、其間どれだけの差があるかは知らないが、國文法上で云ふ助辭や助動詞過去現在未來の區別などは、點者の勝手でつけられることであり、又た形容詞を動詞に讀み、副詞を形容詞にしたりすることも點者によつて自由になることであるから、左程八釜敷く争ふことではあるまいが、論理の上から批判して來ると嚴密な差別を要求せねばならぬのである、この意味に於て漢文は文意曖昧の多い文章であると言はれる。

要するに此の曲論は、或は句讀の切り方により起るもあり、或は副詞と動詞との關係により起るもあり、或は接續詞の置き所により起るもあり、或は漢文のやうな文字の性質が意表文字なるが爲めに起るもあり、或は又た人間の誇張性に原いて起るもあり、或は引用文と本文とのケチ目の付かぬが爲めに起るもあり、或は語源と慣習との衝突より起るもある、一々分類研究すれば面白い結果が得られやう。

第四章 文飾語

(Fallacy of figure of speech)

一〇八

文飾語の曲論と云ふのは、飾りとして用ひてある言葉や文章、所謂文章のアヤとも名付くべき、換言すれば達意の上では有つても無くてもよい裝飾文を捕へて来て、恰も重要缺くべからざる全文章の主幹なるが如くに、生真面目に論じたり、或は言ひ廻しとして用ひてある言葉や文章を捕へて来て、故意に横へ横へと曲解し、遂に豫想せない結論に到着するやうな種類のもので云ふのである、即ち修辭上の目的に用ひたものを、本文と必然不離の關係あるが如くに取扱ふものである。

第七七例

○濱口雄幸君「……議會解散ノ結果トシテ軍務當局者ガ、一日ヲ緩ウスルコトガ出來ナイト稱シテ、提案シタル所ノ國防充實ノ計畫ハ、數箇月間著手ヲ延期スルト云フ結果ニナツタノデアル、是ニ於テ本員ハ兩大臣ニ對シテ質疑ヲ起サナケレバナラヌ、是ガ完成一日ヲ緩ウスベカラズト説明ヲ致シ

テ議會ニ提案ヲ致シタ所ノ國防充實ノ計畫ガ、數箇月間著手が遅レルニモ拘ラズ、之ヲ犠牲ニ供シテ議會解散ノ奏請ニ同意ヲセラレタル理由如何、斯ク申シマスレバ軍務當局者ハ必ズ辯明ヲシテ言フデアリマセウ……四箇月間著手が遅レタ、其遅レタル四箇月ト云フモノハ、完成期限迄ニ當局ノ努力ニ依テ取返スコトガ出來ルトイフ、ソレ程融通ノ付タ計畫デアルナラバ、何故ニ初カラ完成期限ヲ繰上ゲテ置カナカツタノデアルカ……」

(大正九年第四十三議會衆議院速記録四九頁)

「一日ヲ緩ウスルコトガ出來ナイト稱シテ云々」、「一日ヲ緩ウスベカラズト説明ヲ致シテ云々」、茲に云ふ「一日」と云ふのは説明するまでもなく、二十四時間の意味ではない、然るに「一日ヲ緩ウスベカラズ」と云つて提案して置きながら、「數箇月間著手が遅レルニモ拘ラズ之ヲ犠牲ニ供シテ議會解散ノ奏請ニ同意ヲセラレタル理由如何」と責め立てられたのである、けれどもこの「一日云々」は、「四箇月云々」と相對峙すべき時

一〇九

間の長さではない、四箇月は事実上の長さであるが、一日は事実上の長さではない、單に文飾語として用ひたに過ぎぬのである、故にこれを「一時モ緩ウスベカラズ」と云つても、「須臾モ緩ウスベカラズ」と云つても同じこと、「一秒時モ緩ウスベカラズ」と云つても同じことである、大至急、焦眉の急、大急ぎの意味にすぎないのである、然るに軍務當局者が「是ガ完成一日ヲ緩ウスヘカラズト説明ヲ致シテ、議會ニ提案ヲ致シタ所ノ國防充實ノ計畫ガ」事實上「四箇月間著手が遅レタ」、これは要するに不當な解散の結果であるとして、「一日」と「四箇月」を比較に取つて攻撃をせられたのは、文飾語を捕へて主要なる本文と見做された誤りではあるかまいか、繰り返して再三読み直しても、奈何うも腑に落ちぬ議論の進め方である。

第七八例

悠々たる哉天壤、遼々たる哉古今、五尺の小軀を以て此大をはからむとす、ホレーシヨの哲學竟に何等のオーソリチーを價するものぞ、萬有の真相は唯一言にして悉す、曰く「不可解」、我この恨を懷て煩悶終に死を決す、

既に巖頭に立つに及んで、胸中何等の不安あるなし、始めて知る大なる悲觀は

大なる樂觀に一致するを。(藤村操、巖頭の感)

此は藤村操の巖頭の感であるが、この文中に「五尺の小軀を以て此大をはからむとす云々」とある、これはだけで考へると藤村操は脊の低い、五尺に足らぬ身長の主のやうに聞える、或は又た一般の人間の數にも足らぬと云ふ意味で、「五尺の小軀」と云つたやうにも考へられるが、伯父に當る那珂通世博士の手記によると、「かくて身の丈五尺五寸餘、眉目清秀にして頬に微紅を帯び、平生孝友にして一家の幸福の中心と思はれし未來多望の好少年」とある、即ち藤村操は十八歳で五尺五寸餘、先づ脊の高い方である、丁度五尺の小軀でもなければ五尺以下の倭軀でもない、かういふのは普通に用ひらるゝ文飾語であつて、一々取り立てゝ云々すべきでないが、理窟張つた頭には往々かう云ふ調子外れの解釋をするのがある。

第七九例

皆々様に宜敷御傳へ下され度候。

此は手紙の終りに書く文句であるが、この句の意味は一體奈何いふ意味であらうか、「宜敷御傳へ下され度」とあるから、その文字通り發信人の代人となつて、時候の挨拶から平生の御無沙汰、「當方一同無事消光罷在候間御安心下され度候」を、巧に流暢に文意を翻譯して、宜しく傳へねばならぬのであらうか、或は又た吾々の多くがなすが如くに、「皆々様に宜敷御傳へ下され度候」と云つて來たと云ふこと其事を、其の文句のまゝ其まゝ、翻譯せずに鷓鴣返しをして傳へたらよいのであらうか、或は又た「皆々様に宜敷御傳へ下され度候」は手紙を受取る人に對する、發信人の挨拶に止まつて居るので、それを正直に文句のまゝ傳へるすら、するに及ばぬ握り潰してよいのではあるまいか、實際の場合に於て人各々その解釋を異にし、異つた處理方をして居る文意曖昧の例であらう、俗に會食に人を招いたときに、「何もございませんが、どうぞ澤山召し上つて下さいまし」と挨拶する、何も無いものを澤山召し上れるかと小聲で理窟をいふ人がないでもない、これも文飾語を事實に解釋しやうとした曲論であらう。

第八〇例

子曰吾十有五而志于學、三十而立、四十而不惑、五十而知天

命、六十而耳順、七十而從心所欲不踰矩。(論語、爲政篇)

これは誰も知つて居る論語の句であるが、或人この句を引用して云ふには、孔子は三十にして立つと云はれたが、僕は數へて見ると未だ三十になつて居らぬ、二十九歳と七箇月である、あとまだ五箇月の餘裕がある、故に今急に立つに及ぶまい残る五箇月間遊んで居ても構はぬといつたとする、かういふ曲解をする人が世間によくある、これは一種の逃げ口上であつて、眞面目に相手とするに足らないが、迷ふ人の爲めにはよい逃げ道が設けられてある譯である、然しながら孔子が十五、三十、四十、五十、六十、七十といつたのは、民法の年齢計算や時效の計算のやうに、滿十五歳、滿三十歳、滿四十歳、滿五十歳、滿六十歳、滿七十歳を指したのでない、それより以上であつても以下であつてもそれは構はない、大體の方角を示したに過ぎぬのである、それで中には吉田松蔭のやうに十幾歳にして既に立つた人もある、又た中には五十六十に

して初めて學に志す人もある、單に三十にして立つと云つてもそれは文の飾りであつて、三十其者に拘泥するのは愚であらう。

第八一例

あの男は煮ても焼いても食へない男だ。

この文章の「煮ても焼いても」の一句に拘泥して、あの男を煮て食ふの焼いて食ふのと云ふが、人を煮たり焼いたり出来るかと、下らぬことを咎め立てする人がある、思はざるの甚しきものであらう、この文の眞意は説明するまでもなく、あの男は御し難い男である、始末に了へぬ男であるといふので、決して煮るの焼くのと云ふ文字其者に、何等の意味があるのでない、咎め立てする人もその眞意はよく知つて居るのであるが、議論の行きがかり上、かういふ兒戯に類したことに我意を通さうとし、面目論に時間を費すのである、かういふ例には屢々遭遇する、二三を擧げて見やう、「酢でも菟蓐でも食へぬ」、「箸にも捧にもかゝらない」、「權兵衛だの太郎兵衛だの」、「海千山千の古兵者」、「すべつたの轉んだの」、「痛い痒いの」、「二進も三進も行かぬ」、

「虻蜂取らした」、「脛を噛る」、「お臍の宿替へ」、「七度び生れて」、「不徳の致す所」、

此等を一々文字に拘泥して喧嘩を買へば切りがないのである。

第八二例

白髪三千丈

縁愁如箇長

不知明鏡裏

何處得秋霜

(李白、照鏡見白髮詩)

これは李白の有名な詩であるが、この起句の白髪三千丈は殊に人口に膾炙して居る句である、處がこの三千丈と云ふのは決して尺度の長さを意味したのではなくして、單に長いと云ふ修飾の語に過ぎぬ、一種の感じを表した語であつて、數計算から出來上つた語ではない、然るに今若し是を數の上で換算して、三〇〇〇丈 \parallel 三〇〇〇尺 \parallel 五〇〇間 \parallel 八三町二〇間 \parallel 二里一一町二〇間、即ち三千丈は二里十一町二十間である、丁度品川と川崎間の里程である、如何に長い白髪と雖も此の如きは、事實あり得べからざる事である、などと論じて此詩を批評する人がありとしたならば、それは本末を誤つた議論であらう、得てして小理窟を云ふ人に多い、意地の悪い根性の曲つた

型の人がこねる團子理窟であつて、飾り物と實物、勳章と彈丸、摺揆と實生活の區別の出來ぬ人の唱へる處であらう。

第八三例

○關直彥君「……………一昨日ノ議場ニ於ケル阿片問題ノ如キ、滿鐵ノ塔蓮炭礦買收問題ノ如キ、或ハ又船舶不當價格買收問題ノ如キ、何レモ甚ダ面白クナイ問題ガ、各方面ニ現出致サレテ居ルノデアリス、勿論斯ル事ノ事實ハ無キヲ望ム、又無イカモ知レナイノデゴザイマスケレドモ、凡ソ煙ノ下ニハ必ズ火ガアルト云フコトヲ、多少推測セテバナラス(怕手起ル)、若シ斯ル醜怪ナル事實ガ無イトサレルナレバ、何故ニ之ヲ釋明シ、之ヲ證明シ、公明ニ之ヲ天下ニ發表セラレザル、若シ又惡イ事實ガアルトスレバ、政府ノ責任トシテ之ヲ糺サナケレバナラスノデアアル、併シ之ヲ糺シモセズ、之ヲ明ニモセズ、放漫ニ之ヲ過ゴシテ居ルトイフコトハ、實ニ政府當局ノ重大ナル責任デアリハシナイカト私ハ信ズルノデアリマス(拍手起ル)……………」

○林毅陸君「……………關君ノ說明ヲ承リマス、非常ニ私ハ驚イタ、如何ニ關君ガ言ハレタカト云ヘバ、事實ノ無キコトヲ望ムノデアアル、又タ事實無キカモ知レナイノデアアル、併シ煙ノ在ル所ニ火ガアルカモ知レヌカラ云々ト云フヤウナ意味ヲ說明セラレテ居ル、其事實ガ無イカモ知レナイト云フガ如キ、斯ノ如キ確信ノ無イ問題ヲ捉ヘテ、政府ヲ彈劾セラルルトハ何事デアアル、苟モ政府ヲ彈劾シヤウト云フナラバ、確乎タル事實ヲ舉ゲ、明白ナル證據ヲ舉ゲテ最早少シモ否定スルコトノ餘地ナキ場合ニ於テ始メテ政府ヲ責ムベキデアアル、然ルニ或ハ滿鐵ガ何カ船ヲ買フタ値段ガ高イトカ、或ハ炭礦ヲ買フタノハ値段ガ高イトカ、ソレガ爲メニ政府ニ如何ナル責任ガアルカ、ドウ云フ關係ニナツテ居ルカト云フコトハ何等證明シテ居ラナイ……………即チ提案者自身モサウ云フ事ハナイカモ知レナイト自ら白狀シテ居ル、之ヲ白狀シテ居リナガラ斯ル根據ノ無イ理由薄弱ナルモノヲ捉ヘテ、政府ヲ彈劾スルト云フノハ實ニ無責任ノ甚シイモノ

デアルト思フ……」(大正十年第四十四議會衆議院速記録三三三—三四三頁)

林氏が關氏の言を捉へて「無責任ノ甚シイモノデアル」と非難されるのは、少し無理ではあるまいか、何となれば關氏が「斯ル事ノ事實ハ無キヲ望ム、又タ無イカモ知レナイノデゴザイマスケレドモ云々」と云はれた、その言葉の中の「無イカモ知レナイ」と云ふ一句足けを、特に切り離して來て「提案者自身モサウ云フ事ハナイカモ知レナイト自ラ白狀シテ居ル、之ヲ白狀シテ居リナガラ、斯ル根據ノナイ理由薄弱ナルモノヲ捉ヘテ、政府ヲ彈劾スルト云フノハ、實ニ無責任ノ甚シイモノデアル」とは云へぬからである、「無イカモ知レナイ」と云ふ句は續いて來る「凡ソ煙ノ下ニハ必ず火ガアル」と云ふことを、力強く言はんが爲めの修辭上のアヤであつて、反語の如き、假設の如き、係り結びの如きと同様文章上の技巧である、それを本文の主旨として受取らうとするのは正しく曲解であらう。

第八四例

昨日鎌倉へ行つたら、大變な大雨で降るの降らないのつて御話に

ならない。

この文章に於て「降るの降らないの」といふ一句だけを捕へて來て、「一體降つたのか降らなかつたのか」と問ひ返したり、「御話にならないのならば話さぬ方がよい」など、言葉尻を捕へてこねる人がよくある、けれどもこれは非常に降つた逆も言葉に盡くされぬといふ文飾の最大級であつて、決して其中の一句半句足けを捕へて來て、論すべき性質のものでない、かういふ例は他にも多くある例へば、「長いのが長くないの」を長いのか短いのかと問ひ返し、「飲むの飲まないの」を飲むのか飲まなかつたのかと問ひ返し「走るの走らないの」を走つたのか走らなかつたのかと問ひ返し、「饒舌るの饒舌らないの」を饒舌つたのか饒舌らなかつたのかと問ひ返す類であつて、常強附會な屁理窟に過ぎないのである。

第八五例

天皇氏以三木德王、歳起三攝提無爲而化、兄弟十二人、各一萬八千歳、地皇氏、以三火德王、兄弟十二人、各一萬八千歳、人皇氏、兄弟九人、

分長九州凡一百五十世、合四萬五千六百年、人皇以後有曰有巢氏構木爲
 巢食木實至燧人氏始鑽燧教人火食在書契以前年代國都不可攷。

(十八史略卷二)

これは十八史略の首めにある文であるが、天皇氏は兄弟十二人あつて各一萬八千歳であり、地皇氏も兄弟十二人あつてこれも各一萬八千歳、人皇氏は兄弟十人あつて凡そ一百五十世合して四萬五千六百年とある、此等の年数を一々文字通りに其まゝ信じてよいのであらうか、各一萬八千歳とあるが奈何解釋したならばよいであらうか、少くも文字通りに解釋するのは不可能であらう、ある程度までの文飾語と見做さねばならぬのではないか、民族それぞれ國それぞれに持つて居る神話や傳説の如きは、その言葉通りに眞に向けては途方もない不合理なことに出合はす、文飾語は文飾語として餘程の割引を要するであらう、この場合について云へば、どれだけの割引をしたならばよいのであるか、それは容易に決め兼ねる問題であるが、文字通り一萬八千歳を鶴呑みにすることは大禁物であらう。

にすることは大禁物であらう。

第八六例

我なんぢらに告ん、求よ然は與へられ、尋よ然はあひ、門を叩よ

然は啓るゝことを得ん、そはすべて求むる者は得、たづぬる者はあひ、門を叩

く者は啓るれば也。(新約、路加傳第十一章第九節)

これは聖書の句であるが、或人問ふて云ふには「求よ然は與へられ」と云ふのであるから、求めたいと思ふが、一體値段は幾らでせうかと奇想天外なことをいひ、「尋よ然はあひ」とあるから、一度御尋ねをしたいのですが、訪問するのも厄介ですから電話を掛けても宜しいかといひ、「門を叩よ然は啓るゝことを得ん」とあるが、門を叩く代りに呼び鈴を押しても構ひませんかといふ、思ひも寄らぬ解釋(?)をする人がないでもない、此の如きは「求よ」、「尋よ」、「門を叩よ」といふ文字に拘泥したのであつて、この文章の本來の意味は曲解者のいふが如き卑俗な意味では決してない、宗教上の安心立命を得るについての、他力本願の特色を云ひ表した文章である(安心立命に

ついでには議論はあるが、神を信じ神に吊ら下がつてさへ仕舞へば、煩悶、苦惱、欲望訴へなどは總て解決するといふ意味であらう、「求よ」「尋よ」「門を叩よ」の代りに、これと類似の他の如何なる文字を用ひてもよいのである。

第八七例

「御父様もよくも何人も女を………、嗚々私の御母様が墓の中で泣いて居る事で御座りましようよ、それに新聞に攻撃せられても平氣でよく市役所に出られますね」と本氣になる。

「生意氣な、何をぬかす」と父は立ち上つて榮一の處に近づいた。

「云はして置けばよくまあそんな生意氣な事が云へるなあ、も一度云つてみい」と聲を震はせて咽びながら云ふと榮一は繰り返して

「賄賂を取つたなど云はれて平氣で市役所に出られますね」と平氣で云つたが、

此言葉の云ひ終るか終らぬかに、父の掌は榮一の頬に強く落ちて、持つて居た箸と茶碗は膳の上に轉つた。(賀川豊彦氏著「死線を越えて」六四頁)

父が「云はして置けばよくまあそんな生意氣な事が云へるなあ、も一度云つてみい」と云つたから、榮一は正直に、も一度云つたのである、そしたらその言葉の終らぬ内に父に擲ぐられた、父が「も一度云つてみい」と言つたのは、も一度繰り返して云へと云ふのでない、言葉の解釋は此場合問題でないのである、「何も云はずに黙つて居ろ」といふ意味に過ぎぬのである、それを言葉通り繰り返したものだから擲ぐられたのである、一種の文飾語であらう、俗間に卑しい言葉ではあるが「馬鹿野郎」といふのがあつた、云はれた方では「何が馬鹿野郎だ」と刀向つて行く、けれども「馬鹿野郎」といふ言葉と自身の性格とが合致するかせぬかは問題でない、向ふが此方を罵つた時に發した音聲にすぎぬので、それを「馬鹿野郎」の文字に拘泥せんとするのは、「も一度云つてみい」を、も一度云ふのと同じく桁を外れたものであらう。

最近一寸した言葉尻を捕へて法律解釋を試みたり、一寸した挨拶の言葉をモツケの幸として大きな男が、大きな危介物を脊負つたまゝ、凭れて來て、今更そんな事は言は

なんだとも云へず、抜き差しならぬ破目に陥らされる事がある、迂闊に物は云へぬ世の中になつて来た、心ある人は觸らぬ神に祟りなしで、可成逃げやう隠れやうとする、その善悪はどちらにあるか知らないが、物は云はない側へは寄らないに越した事は無い、文飾語もよい加減の文飾に止めて置かぬと、随分難儀な目に會はされまいものでもない、虚飾の世の中ではあるが程度の要心が肝心であらう。

第五章

質

問

(Fallacy of interrogation)

質問の曲論と云ふのは、表面は一個の質問のやうに見えるが、其實は一個でなくして、二個三個多きは四個五個の質問から成立つて居るものを云ふのである、従てその質問に對する答も、一個にあらずして、質問にあるだけの二個三個四個五個の答を要する、若し二個以上の答を要する質問に對し、唯だ一個足けの答をして、残りの答をせず其儘に棄て、置くと、その棄て、置いた答を質問した方が人が勝手に色々に解釋をして、此方では豫期せない豫想外の答をしたもの、如くに、取扱はれるのを云ふのである。

第八八例

君は今親を打擲せないであらう、「然り」か「否な」か確と返答し

給へ。

この質問に對し、若し「然り」と答へたとする、さうすると質問者は次のやうに斷定

を下して仕舞ふ。曰く「今はせぬ?、然ば君は嘗て親を打擲したのであらう」又た若し「否」と答へたとする、さうすると質問者は次のやうに断定を下して仕舞ふ、曰く「打擲しないだらうと云ふに『否』と云ふのなら、然ば君は現在親を打擲しつゝあるのではあらう」と、即ち前者は「今」と云ふ言葉に質問の主點がありとし、後者は「打擲せざるべし」に質問の主點がありとするのである、それで「然り」と答へても、「否な」と答へても、今と昔の差こそあれ親を打擲した、打擲しつゝあると云ふ非難は免れぬ、今此質問を解剖すると、次ぎの二つの質問から成立つて居るのが解る、即ち一、汝は昔親を打擲したることありや、二、汝は現在親を打擲しつゝありや、即ち何時(When)何を(What)の質問が重なり合つて居るのである、表面は一個のやうであるが、實は二個なのである、故に昔親を打擲せず又現在も親を打擲して居ない人は「然り」とも「否な」ともいづれとも返答することは出来ないのである。

第八九例

君は昨日學校を休むで芝居を見に行つたのか。

この質問の主點は何處にあるのであらうか、この質問に對して何と答へたらばよいか、單に「然り」とか、「否な」とか答へては、前例のやうに曲解される、それで、もう少し言葉を多くして答へてみやう、先づ「芝居見に行かぬ」と答へたとする、さうすると「さうか芝居見に行かないのはよいが、學校を休むとばけしからんではないか」と断定される、又た「學校は休みはせぬ」と答へたとする、さうすると「さうか學校は休まないにしても、芝居を見に行くなどはけしからぬではないか」と断定される、若し又た「學校を休みもせず、芝居も見に行かぬ」と答へたとする、さうすると「昨日でなければ一昨日休んで行つたのであらう」と断定される、即ちこの質問は昨日(When)休校(What)芝居(What)の三つが色々に、組み合はされるのであるから、答へる際に此三つを一つも落さずに精密に答へねば、突込まれる恐がある、又た昨日も一昨日も學校を休まず、芝居へも行かぬ人は答へやうがないのである。

第九〇例

君は飲酒を廢めたか。

これは簡単な質問であるが、此質問に對して若し「然り」と答へたとする、さうすると「それでは今迄飲酒して居たのだ」と断せられ、若し「否な」と答へたとする、さうすると「現に飲酒して居る」と詰じられる、孰れにしても酒を飲むだ、飲みつゝあると云ふ非難は免れぬ、故に若し酒を皆目飲まない人は此質問に答へることが出来ない、前二例と同じことである、尙ほかういふ種類の例を挙げれば澤山あるが、それは擧げないで次のことを暗示して置かう、疑問代名詞 Who what when where which whether why how を二つ以上組み合せて質問の文章を作つて見るがよいと。

第九一例

乞食に金錢や品物を與へるのは、慈悲の道であつて、且つ本人の爲めになると君は思ふか。

この質問に對して答へやうとする人は、餘程注意せねばならぬ、今答へる側の人の考は幾つあるかと云ふと、次ぎの四種類に分れる。

(一) 兩方肯定 慈悲の道であり且つ本人の爲めになる。

(二) 兩方否定 慈悲の道でなく且つ本人の爲めにもならぬ。

(三) 一方肯定 慈悲の道ではあるが本人の爲めにはならぬ。

(四) 一方否定 慈悲の道ではないが本人の爲めにはなる。

若し(一)の兩方肯定の意見を持つて居て、口先きでは單に「然り」と答へた場合に相手方が、その通りに解釋して呉れ、ばよいが、さうはせず(三)の一方肯定或は(四)の一方否定の意見であると解釋するかも知れぬ、さうすると飛んだ間違ひが出来て来る、又た(二)の兩方否定の意見であつて、口先きでは「否な」と答へた場合に相手方が、その通りに解釋して呉れ、ばよいが、さうはせず(三)の一方肯定或は(四)の一方否定の意見であると解釋するかも知れぬ、又た(三)の一方肯定の意見であつて、口先きでは「然り」と答へた場合に相手方がその通りに解釋して呉れ、ばよいが、さうはせず(一)或は(四)の意見であると解釋するかも知れぬ、又た(四)の一方否定の意見であつて、口先きでは「否な」と答へた場合に相手方が、その通り解釋して呉れ、ばよいが、

さうはせずに(二)の兩方否定或は(三)の一方肯定の意見であると解釋するかも知れぬ此の如くかういふ質問に對する答辯は、實に面倒なものであつて、可成精密に答辯しても尙ほ間違が生ずる、況んや單に「然り」「否な」の簡単な答足けでは右のやうな間違の生ずるのは明かである。

第九二例

教科書に原書を用ひると、其學科に關する知識を増すは素より、語學の知識も殖えて、一舉兩得であると君は思ふか。

この質問も前例と同じく、答へやうとする人は殊に注意せねばならぬ、先づ答へやうとする人の考は四つある。

- (一) 一舉兩得説 學科の知識を増し、語學の知識も殖える。
- (二) 一舉兩損説 學科も半ばになり語學も半ばになつて、結局兩方とも駄目である。
- (三) 一得一損説 學科の知識は得られるが、語學の知識は駄目である。

(四) 一損一得説 語學の方に身が入つて學科の方が御留守になる。

若し(一)の一舉兩得説の意見を持つて居て、單に「然り」と答へたとするとそれ以外の意味はなささうであるが、(三)の一得一損説、(四)の一損一得説の意味で「然り」と答へたのだと、こちつければこちつけれられるのである、又た(二)の一舉兩損説の場合も同じで、兩方とも駄目だとの意見を持つて居て、「否な」と答へても、(三)の一得一損説(四)の一損一得説の意味だと曲解されるかも知れぬ、無理ではあるが「僕はさういふ意味ではなかつた」、「僕はさういふ意味にとらなんだ」と云へば、それまで水掛論のまゝ仕方がないといふことになつて仕舞ふ。

第九三例

「……………日本の民族が五つから成立しても六つから成立しても、是は皆大和民族に歸順し同化されて居るから少しも差支無い、左様な研究は専門の學者をしてお閑の節に研究して貰つたら澤山である、我々は唯次の事を確認する事に依つて満足する、縦令當初の民族が如何様にあらうとも今日我々大和

民族は他の民族を歸順せしめ三千年來言語も風俗も、習慣も全く同一である、試みに日本人の一人を捉へて「君は熊襲民族なりや出雲民族なりや」と問はば其者は唯啞然として何の意味たるを解する事が出来ぬであらう、是が即ち完全に同化したる證據である、予が常識的に同一民族と看做して怪まないのは此理由である……」(永田秀次郎氏著「平易なる皇室論」三七頁)

日本人の一人を捉へて、突然「君は熊襲民族なりや、出雲民族なりや」との質問を發して、それに對し誰も「何の意味たるを解する事が出来ぬ」、従つて答へることが出来ぬ、「是れが即ち完全に同化したる證據である」といふのであるが、今日吾々日本人は國家を基礎として、その國の一員と云ふ觀念はあるが、民族を基礎として殊に大和民族中の、更に小分けした民族を基礎として、その民族の一員と云ふ觀念は殆ど持たないといふてよい、縦し持つて居るにしても極々の少數である、殊に熊襲民族とか出雲民族とか云ふやうな、歴史的の名稱たるに過ぎぬ名稱を以て來ての質問に、即時答へ

よと云はれても答へられやう筈がない、第一熊襲とか出雲とか云ふ知識其者が吾々の頭の中に缺乏して居るのである、知識の缺乏に乗じて難問を發し、その難問に即答を求めぬ事が既に間違つて居るのである、従つてそれに答へられないと云ふことを以て本論の論據とし、「完全に同化したる證據である」と斷案を下すのは奈何うであらうか早計ではあるまいか、單に人の無識に乗じたと云ふに過ぎぬ、此く云へば此等の知識がないと云ふことが、同化した證據ではないかと反駁されるかも知れぬが、然し自分の祖先や血統に關する知識がないと云ふこと、同化と云ふこととは別であらう。

第九四例

怨みがあつて殺したのか、それとも單に金が欲しさに殺したのか。

これは選言的の質問であつて、甲か乙か孰れかと云ふのである、この質問に對する答としては「然り」とか「否」とか云ふのは意味を成さぬ、甲か乙か孰れかの一を以て答へねばならぬ、即ち殺人の動機は怨か(What) 金か(What) 孰るか(Whether)と云ふのである、一體この質問は殺人と云ふ犯罪事實が、立派に證據立てられた後に、提起す

べき質問であつて、未だ孰れとも證據立てられない内に提起すべきものでない、故に若し殺人に關係のない者、或は單に嫌疑を蒙つて居ると云ふに過ぎない者に對してこの質問を提起すると、其者は三重の迷惑を感じる、即ち第一、人を殺したか殺さぬか、第二殺したとしたならば怨みでか、第三、金でかど云ふ三問である所謂兩刀論法(Dual Lemma)であつて氣の弱い者はこの込み入つた質問が、不快でならぬが爲めに出鱈目の返事をすることがある、よく本裁判の供述に於て、豫審の供述と異なる點があつてその譯を調べて見ると、豫審に於て檢事の質問がこの種の不快な質問であつたが爲めに、質問通りに出鱈目の返事をしたと云ふのである、これは殺人と云ふ犯罪を豫想しての質問であるが爲めである、之に反して殺人者でありながら、知らぬ存せぬで飽まで頑張つて奈何しても白狀しない者に對しては、效めのある質問の仕方であつて、怨か金かど云ふ暗示が遂に殺人したことを白狀せしむるに至ることがある。

この質問の曲論は狡猾な裁判官、代言人、刑事其他揚足取りの上手な人が用ひると

よい意味に於て著しく効果が表れることがある、例へば右の例の如きで如何に頑強な被告人でも、遂に包み切れずに事實を白狀するのである、諺に「問ふに落ちず語るに落つ」と云ふのがあるが、此場合は文字通り問ふに落ちたのである、一體質問文でない普通の文章に於ても、自分の思想を思ふ存分云ひ表はさうとする場合に、云ひ表はさうとする事件の色々な性質を、同一時に全部云ひ表はすことは出來ないものである、換言すれば同一時に Who, What 其他の性質を完全に云ひ表はすことは、所詮不可能なものならず、日常生活に於てはさういふ暇もないのである、従つてその性質中の主たるもののみを挙げ、他は不得已省略して仕舞はねばならぬ、さうするとその省略した虚に乗じて、相手方から逆振を食らはして來るのである、例へば「日本は工業を以て、立國の大本とせなければならぬ」と云ふと、「誰がさう言つて居る」(who)と反問する、「何時からだ」(when)と反問する、「朝鮮もか」(where)と反問する、「何せだ」(why)と反問する、「如何にしてか」(how)などの質問を起して突つ掛つて來る、然し

普通の理解力を持つて居る人ならば、「日本は工業を以て立國の大本とせなければならぬ」と云へば、誰にもその意味はよく了解が出来る筈だと著者は思ふのである、それを言葉や文章の缺陷に乗じて、色々の質問を起すと云ふのは亂暴な話であらう、此は普通の文章についても突き込めば突き込み得るものであると云ふ事を言つたのであるが、質問の文章に於ても同じことで、逆振じを食はさうと思へば、幾らも喰はされるのである、況んや相手方が間の抜けた答辯をしたり、沈黙したまふ答辯をせず居たりすると、尙ほ更ら此方から喧嘩を買はうと、豫期する事がある、それを知つて答辯者其人も容易に此手に乗らないで、質問に對する答辯を廻避する方法を考へると云ふ段取になる、要するに質問をする人は、相手方によつては樂であるが、又た相手方によつては實にひどい目に遭はされる、敵身方相對峙して論難攻撃をする人には、最も研究を要するものであらう。

第六章

抑

揚

(Fallacy of accent)

抑揚の曲論と云ふのは、言語や文章中の或る語句を殊更に強めたり、或は弱めたりするが爲めに、全體の意味が變つて來るものを云ふのである、但し多くの場合強める方のみを用ひるので、強調の曲論とも云はれる、文章上で強めたり弱めたりすると云ふのは圈點を付したり横線を引いたり、異つた字型を用ひたり(例へば篆字、隸字、イタリック、ゴシックの類)活字の大小の差によつたり、或は赤色青色のインキを用ひたりするのを云ふのである。

此外に抑揚する方法として主辭と賓辭の位置を變へたり(例へば「知りませぬ、そんなことは」、「僕のです、その本は」)本來抑揚の目的を有する語や助辭を用ひたり(例へば「甚だ」、「非常に」、「春こそよけれ」、「秋ぞ悲しき」)する方法もあるが、それは修辭上の問題であるから茲には述べない。

第九五例

甲「君、これから散歩に行かぬか」

乙「僕、今行かぬ」

これは極めて簡単な問答であるが、問ひの場合に於ても答への場合に於ても、その内のある言葉に力を入れ過ぎると曲論を生じて来る恐れがある、例へば右の問答に於て「僕今行かぬ」と答へたが、その「今」に力を入れ過ぎると、今現在に散歩に行かぬのは明かだが、その外に「後に行く」と云ふ意味を生じて来る、左様に解釋するのは解釋する方が悪いのかは知らぬが、「今」に力を入れ過ぎたが爲めにかういふ解釋を生じたとすれば、言つた方の不注意の結果曲論を形作つたものとせねばならぬ、又た「僕今散歩に行かぬ」と「散歩」に重きを置いて答へたとすると、これも亦た曲論を生ずる恐れがある、何となれば今散歩に行かぬのは解つて居るが、その外に「散歩には行かぬが郵便(其他)を入れに行く」との意味を生ずるからである、左様に解釋するのは解釋する方が悪いのかは知らぬが、「散歩」に力を入れ過ぎたが爲めに、かういふ解釋を生じ

たとすれば、云つた方が悪いので自ら曲論を形造つたものと云はねばならぬ、即ち「今」とか「散歩」とか力の入れ所を變へる度に、心理學上でいふ觀念聯想の作用によつて、裏の意味が表に現れて来るからである。

第九六例

隣人(トナリビト)について偽りの證據(アカシ)を立つるなかれ。

これはモーゼの十誡の第九番目の誡めであるが、この中の「隣人」に重きを置いて圈點を附したとする、さうすると隣人でなければ偽りの證據を立て、もよいかと、理窟張られまいものでもない、左様に解釋せんとするのは、施毛曲りな話であるけれども、圈點を重く見過ぎれば、穴勝ち無理なことでもない、次ぎに又た「證據」の二字に圈點を付して重きを置いたとすれば、偽りの證據は悪るいが「報告」なればよいかと云ふ疑問が出まいものでもない、感心せぬ疑問ではあるけれども見様によつては一理はある、かういふ例は澤山あらうと考へる、要するに此曲論は一寸した不注意から起るものであるから十二分に注意して居ねばならぬ、右の文章は幸ひ基督教信者の間では、圈點

の有無に拘らず間違ふ様なことはあるまいが、若し意地の悪い理窟屋へでも持つて行くならば、圈點の付してある場合は固より付してない場合でも、或る言葉は強ひて強めて解釋し、或る言葉は強ひて弱めて解釋することがないでもない、況んや初めから圈點が附してあるとすると、確に誤つた解釋を呼び起すであらう。

第九七例

「田邊博士は書信の中に、Einheit が働くときに普遍的判斷が出来る」と云ふ事はなほ首肯すべきも、個別的判斷が Allheit によつて成立するといふ事に就ては、尙ほ疑問を懷かれてある、曰くカントの考へにて一を多く集めたる全が、果して個別的判斷の依て立つ範疇なりといふことは、無理ならぬかと、然し範疇としては單に一を多く集めた全ではあるまい……」(哲學雜誌

第三九〇號七六八頁紀平博士「本文解釋に關して論理主義の態度を明にす」)

右の一、多、全に圈點が施してある、それに就いて田邊博士は次ぎのやうに言つて居られる「この論文を見ると、中に余が嘗て博士の教を乞へる書信中の語句が引用し

てある、然るに其語句は博士の附加せられた圈點の爲めに、余の本意を誤解せられる如きものとなつたやうに思はれる、之に關し本誌の餘白を借りて一言の辯明をして置きたく思ふ、余が個別的判斷の範疇 Allheit に依つて成立するといふ紀平博士の説に反對する理由は、範疇 Allheit 即ち全が一を多く集めたるものに止まるといふことに存する如く思はれる、併しながら右の句中にある一多全の語に附せられた圈點は博士の加へられたもので、余の自ら附したものでないこと記憶する、全が單に一を多く集めたものでないことは改めて言ふまでも無き程明白な道理である、單に一を多く集めて生ずるものは全ではなくて多に過ぎぬ、多から全に進むには、單に一を多く集めた多が更に本來一なるものとして其統一を顯在的に思惟せられるのでなければならぬ、是れ全が多と一との綜合たる所以であつて、カントが Allheit を Die Vielheit als Einheit と解した意味もそれであると思ふ、唯已に全は多と一との綜合である、従つて全は當然多を其契機として含まなければならぬのであつて、其點から全も其一面に一

を多く集めた多としての意味を含まなければならぬと思ふ、余が個別的判断の範疇 *Allheit* に依つて成立するといふことを疑つたのは、斯かる一を多く集めたものとしての意味を含む全が如何にして該判断成立のアプリオリたり得るか理解して得なかつたからである、單に全が一を多く集めたものであると考へたからでない、而して今精細なる紀平博士の論文を讀むでも余は依然として此疑問を棄てることが出来ぬ、何處迄も量の範疇として、一を多く集めたものとしての數量的多を其一契機としなければならぬ全が個別的判断の依つて成立するアプリオリであるといふことは余の解する能はざる所である、右の如くに余の語句に圈點を施された紀平博士は或は未だ余の疑點を明に認められないのではないかと疑はれる、余は大方の余に對する誤解を防ぐと共に、更に博士が余の疑點を認めて之に對し充分の解明を與へられることを乞ひたく思ふ」〔哲學雜誌第二九一號八七四頁田邊博士「紀平博士論文中の引用句に就き一言す」〕右の如く圈點を附加したが爲めに、原作者の意思に非らざる誤りを引き起して來るや

うに思はれることは、往々有り勝ちのことである、圈點に依つて特に力付けんとすることは、顧みなければならぬことであらう。但し著者も右引用文中に點點(●●●●)を附して、讀者の注意を促した處がある、これが爲めに第二の誤解を、惹き起して來る恐があるかも知れぬ、夫子、自らその害を説いて、而て自らその害に害されて居る形である、然しながらこの黑點は單に讀者の注意を促したまでで、議論の分水嶺となさんが爲めのものではない、抹消しても異存はないのである。

第七章 集合 (Fallacy of composition)

一四四

集合の曲論と云ふのは、一個一個について云へば間違はない、確に真である事柄をその一個一個の集合から成り立つて居る總體について云つても、同じく真である間違はないと主張するのを云ふのである。

第九八例 三は奇数である、七も奇数である、故にその和の十も奇数である

これは三並に七と云ふ一個一個の場合には、奇数と云ふことは真であるが、両方を合計した十と云ふ場合にも^天主張奇数であると、主張したのであるが、事實はさうでない、十は正に偶数である、一個一個の場合に真であるからとて、集合の場合にも必ず真であるとは限らない、 $1+\infty$ の場合も $\infty+\infty$ の場合も同様である、然し $\infty+\infty$ の場合とか $4+6$ の場合などは $3+5+7+9+11+13+15+17+19+21+23+25$ であるから、一個一個の場合の真は又た集合の場合の真である、此場合には曲論は生じて來ない、今参考の爲めに以上の外に正整数

の内で合計は十と云ふ偶数になるが、一個一個は奇数であるものを挙げて見やう。

$1+1+1+1+1+1+1+1+1+1=10$
 $1+1+1+1+1+1+1+3=10$
 $1+1+1+1+3+3=10$
 $1+3+3+3=10$
 $1+1+1+1+1+5=10$
 $1+1+3+5=10$
 $1+1+1+7=10$

第九九例 酸素は可燃物である、水素も可燃物である、水は酸素と水素とから成り立つて居るものである、故に水は可燃物である。

酸素と水素とが各々可燃物であると云ふことは、原素としての本來の性質である、然るに酸素と水素との化合物たる水の場合は、既に酸素たり水素たる本來の性質を失

つて仕舞つて、水(H₂O)と云ふ別種の性質に變つて居るのである、即ち最早可燃物ではないのである、個々の場合の眞は必ずしも總體の場合の眞ではない、只だ茲に起る問題は混合物の場合と、化合物の場合との使ひ別けである、右の例は化合物の場合であつてこれを捕へて曲論であると非難するのは、如何かど一面からは思はれるが、然し今は性質を論じて居るのであつて、化合混合の區別は論外になつて居るのである、混雜のないやうに希望する。

第一〇〇例

木葉一葉が軟風に吹かるゝも音を發せざるべし、さればこの一樹に軟風の吹くとき、いづれの木葉も音を發せざるべし、いづれの木葉も音を發せずば、この樹に軟風の吹くも毫も、音を發することなかるべし。

木葉一葉に軟風が吹いても音を發せぬ、それだから此等の木葉を支へて居る此樹に軟風が吹いても音を發せぬとは云はれぬ、事實音を發する、その音たるや木葉と軟風との間に生じた直接の音ではなくして、軟風が木葉の附着せる小枝を動かし、その小

枝が隣の小枝に觸るゝが故に、木葉と木葉との摩擦を生じ、その爲め間接に發した音かも知れぬ、けれどもその直接間接の關係は如何様にもあれ、事實、力を與へたものは軟風である、得た所のものは音である、木葉一葉ならば音を發せぬからその總體についても、音を發せぬとはいはれぬ、音を發しつゝあるのである。

第一〇一例

彼はバヨーンが好きである、笛も好きである、太鼓も好きである、喇叭も好きである、故に此等の樂器の集合から成り立つたオーグストラも好きである。

バヨーン、笛、太鼓、喇叭が各々好きであるからとて、此等の集合から成り立つたオーグストラも好きであるとは、如何なる人に對しても同様には云はれぬ、一つ一つは好きであつても集合は全く好かぬ人がある、單調と複調とは各々固有の趣きがある、淋しさや賑かさとは反對であつて、趣の違ふものである、受取る頭は一つであつても空氣の振動は一複振動に過ぎなくても、感ずる感じは單調と複調とによつて全く

違ふのである、「全體は部分に等し」とか「部分は全體より大なり」とか云ふ最近の非ニ
 ークリット學派の學說と、多少似通つた所があるやうにも思はれる。

第一〇二例

赤は色である、黄も色である、青も色である、紫も色である、紺も色である、緑も色である、柑も色である、故に此等七色の集合より成る白色光も色である。

赤、黄、青、紫、紺、緑、柑は誰も知つて居る通り、プリズムによつて分解された太陽の七色である、それだから逆にその集合である白色光も、亦た所謂色であらねばならぬとは言はれぬ、個々の七色については色といふ名稱は、其の概念と共に相應はしいのであるが、總體の白色光についても屋張相應はしく、色であることは眞であるとは云はれぬ、個々については色であつても、總體については最早色でない、分拆と總合とは數理のやうに、簡單に眞理が行き渡らぬ、此處が議論の六ヶ敷い所で、詭辯家のつけ込む所従つて又た逃げ出す所であらう。

第一〇三例

銅(Cu)は元素である、亞鉛(Zn)も元素である、故に兩者の合金である眞鍮も元素である。

銅と亞鉛は各々獨立した元素である、けれどもその合金である眞鍮も矢張元素であるといはれぬ、白銅(銅とニッケル)洋銀(鈞銅、ニッケル、亞鉛)其他の合金も同じであつて、個々の眞は必ずしも總體の眞でない、化合物の場合も混合物の場合も、物質の場合も精神の場合も、人間の場合も非人間の場合も、要するに個々と總體との間に或る不可思議(?)なる、何物かの存在を認めねばならぬといふことを物語つて居るのであらう。

第一〇四例

茲に百萬圓を有する一富豪がありとする、甲なる人來つてこの富豪に云つて曰く宜しく國家の爲めに學校を設立し、金拾萬圓を寄附すべし、乙なる人來つて曰く宜しく國家の爲めに孤兒院を設立し金拾萬圓を寄附すべし、丙なる人來つて曰く宜しく國家の爲めに圖書館を設立し、金拾萬圓を寄附すべ

し、丁なる人來つて曰く宜しく國家の爲めに一大病院を設立し、金拾萬圓を寄附すべし……此の如くにして十人の人が來て、各々國家の爲めに金拾萬圓を寄附すべしと云つて、各々拾萬圓を持ち去つたとする。

この結果は矢張國家の爲めであらうか、この富豪の財産は零となつたのである、零となつた結果は從來の業務に差支を生じて來て、遂に破綻の已むなきに至り、引いては財界動搖の遠因となり、如何ともすることの出來ない窮境に個人も國家も陥るかも知れぬ、一個一個の場合は國家の爲めであつたけれども、合計十箇の寄附金の總體は國家を危地に陥れることになつたのである、個々の場合の眞は總體の場合の眞ではない、國家に對する立場から見れば、この場合の國家の爲めの寄附金は寧ろ害のみあつて益はないことになる、極めて微妙な働きが其間に存するやうである。

第一〇五例

吾等は一代議士の意見に服従する義務はない、故に其等の代議士の多數決によつて決まつた、議決に對しても服従する義務はない。

とは云はれぬ、成程一箇の代議士の意見には服従する義務はない、けれどもその多數決に因つて決まつた所の議決には、服従の義務が生じて來る、「義務がない」との一箇の眞と「義務がある」との總體の眞とは、所詮相容れぬ矛盾の斷案である、一個から總體に移る其間に、如何なる惡魔が潜んで居るのであるかそれは知らないが、結果から見ると矛盾不徹底の軍門に降參せなければならぬのである。

この曲論は第九章不願事情の曲論の中の特種の場合に眞なることを、一般の場合にも眞なりとする場合の一部であるとも云へる。(一八〇頁參照)

第八章 分

離 (Fallacy of division)

一五二

分離の曲論と云ふのは、總體について云へば間違はない、真である事柄であるからその一個一個について云つても、屋張同じく間違はない真である、主張するのを云ふのである、その實例は集合の曲論の場合に擧げた例を、逆に理由付ければ大抵解るのである、例へば第九八例を逆にして「十は偶数である、故に十の一部分である三及び七も偶数である」と云ふが如きで、總體に名付くべき事柄を、その個々についても名付けやうとすゝが爲めの誤りである、以下には新規に新しい例を擧げて行かう。

第一〇六例

此度の戦争に於て第一聯隊の働きは鈍ぶかつた、あの兵士は第一聯隊に屬して居つた、それだからあの兵士が此度の戦争に於ける働きは鈍ぶかつた。

とは云へぬ、第一聯隊と云ふ總體については、働きが鈍ぶかつたかも知れぬ、然しそ

れだからその第一聯隊を構成して居る、一個の彼の兵士を捉へて來て、矢張その働きが鈍ぶかつた。と斷案を下すことは出來ぬ、中には拔群の殊勳を樹てたものもないではない、總體について真であるからとて、必ずしも一個一個についても真でない、この場合聯隊を大隊に小區分し、大隊を中隊に小區分し、中隊を小隊に小區分し、小隊を班に小區分して、聯隊が鈍ぶかつたから大隊も鈍ぶかつた、大隊も鈍ぶかつたから中隊も鈍ぶかつた、中隊も鈍ぶかつたから小隊も鈍ぶかつた、小隊も鈍ぶかつたから班も鈍ぶかつた、と順次に範圍を遞下して議論を立て、も同じく誤りである、一個の兵士についてのみに限らぬ、要するに總體の眞は必ずしも個々の眞でない。

第一〇七例

○望月小太郎君「……第二項ニ就テハ陸軍軍備ノ整理緊縮ニ對シテ御尋ヲ致ス、尾崎君ハ曾テ二個師團ニ反對セラレタガ、當時ノ形勢ヲ見テ二個師團ノ必要ヲ認メラレ、内閣ニ居ラレタ時ニ之ニ賛成セラレタコトハ、諸君周知ノ事デアル(拍手)凡ソ一國ノ軍備ナルモノハ決シテ抽象的哲學者ガ、夢

一五三

見ル如キモノデナイト云フコトヲ本員ハ言ヒタイノデアル(拍手起ル)……」

(大正十年第四十四議會衆議院速記録二三四頁)

これは尾崎行雄氏が軍備制限に關する決議案を提出せられ(案ニ曰ク(一)帝國ノ海軍軍備ハ英米二國ト協定シテ之ヲ制限スルコト(二)陸軍軍備ハ國際聯盟規約ニ基キ之ヲ整理緊縮スルコト)その提出の理由を説明せられた後、望月氏は反對説を述べられたのである、尾崎君は嘗て大隈内閣に居られたときに、平常は反對であつたに拘はらず二個師團増設に賛成せられた、然るに今軍備制限の決議案を提出せられて居るのであるが、考へて見れば前後撞着した話ではないか、「凡ソ一國ノ軍備ナルモノハ決シテ抽象的哲學者ガ夢見ル如キモノデナイ」と望月氏は主張されて居るのである、然しながら尾崎氏が大隈内閣の一員として、二個師團増設に賛成せられたのは、閣議に於て左様決したのであつて、閣員の一人としての尾崎氏の意見は奈何いふ意見であつたか、紂度は出來ぬが、よし異論を唱へられたにしても閣議として決まれば、如何とも仕様

がなかつたかも知れぬ、去りて辭職する譯にも行かぬと云ふ場合は、いづれの内閣にもよくある事のやうである、然るに二個師團増設を決したのは閣議であるから尾崎氏も絶對賛成者の一人である、處が今軍備制限決議案を提出せられるのは奈何いふ譯か理解に苦しむと責むるのは、總體の場合に眞なることを個々の場合にも眞なりとして、それを議論の起點として居らるゝのではあるまいか、これは事實問題であつて事實を尋ねて見なければ解らぬが、議論としては確に弱點を持つた議論であらうと考へる、閣議と云ふ總體と尾崎と云ふ一個、而も數年を経過した後の尾崎と云ふ一個との間に「眞」の共通を見出さうとするのは無理であらう。

第一〇八例

大審院は最高の合議制裁判所であつて、その裁判は終審であるから法律を誤用せない筈である、甲は大審院判事である故に甲は決して法律を誤用せない。

大審院の裁判は合議の結果で決するのである、故に中にはその裁判に對して、不同

意の判事があるかも知れぬし、又た合議の結果だと云つても、萬々一間違つた判決を下さないとも限らぬ、故に大審院の裁判は終審であつて法律を誤用せないとしても、その會議に列した一判事一個としては、強ち誤用せないものでもない、大審院としては真であつても、個々の判事としては必ずしも真でない。

第一〇九例

東京市の住民には男あり女あり、老人あり子供あり、會社員あり銀行員あり、教師あり生徒あり、商賣人あり官吏あり、資本家あり労働者あり市長あり、市書記あり、巡査あり消防夫あり、啞者あり盲者あり、醫師あり看護婦あり、麴町錢瓶町は東京市内なり、故に麴町錢瓶町には、男あり女あり、老人あり子供あり、會社員あり銀行員あり、教師あり生徒あり、商賣人あり官吏あり、資本家あり労働者あり、市長あり市書記あり、巡査あり消防夫あり、啞者あり盲者あり、醫師あり看護婦あり。

東京市の住民の總體に於ては、此等の種類の人々の凡てを含むて居ることは真であるが、東京市の一部分たる麴町錢瓶町と云ふ一小町内に、此等の人の全部が住んで居るのも真であるとは云はれぬ、總體に就て真であつても、その一部分たる一箇町に就ては必ずしも真でない。

第一一〇例

大岡育造君「……平和條約ヲ作ルニ就テ、與ツテカアル者ハ甚ダ其人モ多イガ、就中國國民黨ノ諸君ニ於テハ、能ク記憶ヲシテ居ラナケレバナラス、此平和條約ヲ結ブコトニ與ツテ功アリトシテ、顯著ナル偉勳ノ赫々タル御人モ、或ハ黨派ニハ出來テ居ル筈デアアルノデアアル(拍手起ル)犬養君ハ外交ニ功ヲ樹テタルニ依ツテ旭日ノ第一等ニ叙セラレタノハ、即チ諸君ガ能ク知ル所ニ違ヒナイ、斯ノ如ク平和ニ貢献ヲシテ置イテ、或ル仕事ヲシテ證跡ノ赫々タルモノヲ忘レテ、國民黨マデガ外交ハ常ニ機宜ヲ失シテ、帝國ノ威信ヲ損スルトハ何ト云フ意味ヲ持ツノデアアルカ、我輩モウ一度聽キタイト私ハ思フノデアリマス(拍手起ル)……」(大正十年第四十四議會衆議院速記録三二八頁)

國民黨總理犬養毅氏は外交調査會の委員であつて、「平和條約ヲ結ブコトニ與ツテ功アリトシテ」旭日の勳一等に叙せられた人である、然るに此度提出された内閣不信任案に同意して「外交ハ常ニ機宜ヲ失シテ帝國ノ威信ヲ損スル」と云ふ案文に賛成せらるゝのは奈何いふ意味であらうか、譯が解らぬと云ふのである、然しながら外交調査會の委員は犬養氏に限らず、全部功ありとして各々爵位なり、勳章なりを授けられた、犬養氏はその一人に過ぎぬ、も一つ解り易く云へば、外交調査會の委員でさへあれば爵位勳章のあるものを授けられたのであるともいへる、委員の一人として平和條約に對する犬養氏一個の意見は、奈何いふ意見であつたかそれは村度は出來ぬが、よし異論を唱へられたとしても、矢張りこの度の恩典には浴されたに違ひないと想像される今犬養氏が「外交ハ常ニ機宜ヲ失シテ帝國ノ威信ヲ損スル」といふ決議案に賛意を表されるのは、穴勝ち矛盾したことだとは思はれぬ、總體について眞であるから、解體した個々の場合も同じく眞であらねばならぬとは言はれぬ、外交調査會の意見がSであ

るからその委員の一人たる犬養氏の意見もSであるとは云はれぬ。

第一二一例

學生が學校の當局者と意見を異にした結果、全校同盟休校の舉に出たとする、平生音無しいAなる學生は、よもやさういふ同盟休校の沖間に加はらうとは思はれなかつたが、登校せない所を見ると、彼もまた同盟に加はつたに違ひない、怪しからぬ學生だ早速放校處分に處すべしである。

總體は同盟休校であつても、個々は左様でないかも知れぬ、總體が眞であるから個々も眞であるとは云へぬ、況して平常音無しいAなる學生を、主謀者と同列に見て放校處分に處すべしと云ふことは、何等意味を爲さぬことである、只だ總體が眞であるから、個々も眞であるとは云ふ理論の分析に過ぎぬ、實際の事實は踏み躪じられて居る論結である。

第一二二例

或る呉服屋の歳暮大賣出しの廣告に、「金拾圓以上御買ひ上げの節は一割引仕候」とあつた、或人來つて二圓の反物一反、三圓の反物一反、五圓

の反物一反合計三反(金拾圓)を買つて一割引して金九圓を支拂つて歸つた、後ち其内の五圓の反物に疵があつたので返しに行つた、主人はそれに對して金四圓足け返した、客人曰く「五圓の反物だからその一割引で四圓五十錢返して呉れ」といふ、主人曰く「それはいけませんね十圓以上御買ひ下さつたので一割引にしましたが、今五圓の反物を御返しになれば結局五圓しか買つて、戴かぬことになりますから、割引は出来ませぬ、四圓御返し致します」といふ、客人曰く「一割引だから三反買つたのだが、一割引でないならば初めから一反も買ひはせぬ、三反買つた以上は一割引は當り前である、四圓五拾錢貫はねばならぬ」といひ張つたが、主人は奈何うしても承知しなかつた。

これは主人の云ふのが至當である、主人は三反拾圓と云ふ總體に對して一割引をしたのである、従つて此場合金四圓也だけ返へせばよいのである、客人は總體に就て一割引だから、その内の個々についても一割的だと主張する、即ち總體について真なる

ことを、個々についても真ならしめんとするのである、客人の方が無理であらう。

第一二三例

此度の優勝旗は東方が取つた、東西勝星の差は四十幾つで、非常な違ひであつた、某力士は東方に屬して居た、故に彼は必ず拔群の勝星を持つて居るであらう。

東西勝星の差数は幕の内の總體についての計算である、故にその構成の一分子たる某力士は必ずしも、拔群の勝星を持つて居ることを必要とせぬ、否な事實全敗(所謂炭團屋)であつたかも知れない、優勝旗祝賀會に於て、自分は炭團屋であるに拘らず東方萬歳を唱へねばならぬと云ふ境遇に、立ち到つて感慨無量であらう、總體の眞は必ずしも個々の眞でない。

第一二四例

海水は舐めれば鹹い、その鹹い海水は陸を流れて來た河水の集合である、故に河水も舐めれば鹹い。

海水の鹹いのは眞であるが、河水は鹹くないのが眞である、鹹くないものが集合し

て鹹いものになる、鹹いものの元を正せば鹹くないものである、不思議なことではあるまいか、試に今河水を試験管に入れて分析すると、極々少量の鹽分を發見する、故に分析の方から云へば河水も、矢張り鹹くあらねばならぬのが眞であらう、けれども直接我々の感覺に訴へれば少しも鹹くはないのが眞である、前者も眞、後者も眞、誤りは何處かに潜むで居るのであらう、總體の眞は分裂して、個々の眞とはならぬ、少くとも左様に受取ることには出来ぬ。

この曲論は第九章不顧事情の曲論の内の、一般の場合に眞なることを、特殊の場合にも眞なりとする論の一部であるとも云へる。(次頁參照)

第九章 不顧事情 (Fallacy of accident)

不顧事情の曲論と云ふのは、物各々の事情を顧みないで、一般の場合も特殊の場合もごつたにして、議論を組立てるのを言ふのである。

第一節 一般特殊 (From a general to a special case)

一般特殊の不顧事情の曲論と云ふのは、一般の場合に眞なることを、特殊の場合にも眞なりとする曲論である、この曲論は頭の固い先入性の強い人に多いやうである、Lotze はこの曲論は學究の弊であると謂つて居る。

第一一五例 人の肉體を傷くるはよからぬことなり、外科醫の手術は人の肉體を傷く、故によからぬことなり。

初めの「人の肉體を傷くるはよからぬことなり」と云ふのは、一般の場合について云つた斷案であつて、あとの「外科醫の手術は人の肉體を傷く」と云ふのは、特殊の場合

を指したのである、一般の場合によくないから、徹頭徹尾如何なる場合に於てもよくないと主張しやうとするものだから、外科醫の場合もよくないことになるのである、灸を据ゑる場合もマツサージを施して貫ふ場合も、屋張人の肉體を傷くることになる、床屋で頭髪を刈つて貫ふ場合も、屋張人の肉體を傷くることになる、若し人の肉體を傷くるのがよくないならば、此等も絶對によくないことだと云はねばならぬ、けれども人の肉體を傷くると云ふのは、そこまでの意味ではないのである、孝經に「身體髮膚受之父母、不敢毀傷、孝之始也、立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也」とある、然るに吾々は種痘法により奈何しても種痘をせなければならぬ、若し怠つたらば罰せられる(種痘法第十七條)、又た虎列刺、窒扶斯、流感の如き傳染病のある場合は、豫防注射をすべく國家が獎勵して居る、云はば國家が人々に不孝を強ひて居ることになる、又た人を毆打するはよくないことであると云ふ斷案から出發すると、按摩が肩をたゞき腕を揉む場合、電車の吊革が切れて、人の頭をなぐつた場合なども否

定せねばならぬことになる、而も吾々はそれには賛同は出來ぬ、賛同は出來ぬがさりとて初めの「人の肉體を傷くるはよからぬことなり」との斷案を根本から、否定する譯にも行かぬ。

三一六例 國務大臣(原敬君)「今井君ノ議論中ニ選舉界腐敗セリトイハレタルガ實際左様思ハルルカ」

○今井嘉幸君「然リ」

○國務大臣(原敬君)「腐敗セル選舉ニ依ツテ選バレタル事ヲ自認スルトハ驚キ入ツタル次第ナリ」(大正九年二月二十四日毎日新聞所載)

これは原首相がこの不顧事情の曲論を利用せられたのである、今井氏の云はるるの是一般の場合についてである、一般の場合としては選舉界腐敗せりといはざるを得ぬその一般について眞なる斷案を、原首相は直に特殊なる今井氏一個の場合にも眞なりとして、「腐敗セル選舉ニ依ツテ選バレタルコトヲ、自認スルトハ驚キ入ツタル次第ナ

リ」と恰も何か今井氏が、選挙法違反でもして居るやうな口振りで、敵の刃を挽き取つて敵を刺されたのである、然し議論の上から曲ごちらにあるかと云へば、原首相の方にあると云はねばならぬ、何となれば一般に眞なることと云ふのは、客観的價値を概論したのであつて、一個一個順次に(俗語にて蝨殺しにと云ふ)事實を調査し、その合計を取つて云つたのではないからである、ここが「認定」の長所であつて又た短所である、攻撃される目標ともなり、攻撃する目標ともなるのである、原首相は此の機微を知つて居られるから、即座に料理して仕舞はれるのである、人は首相の辯を一概に詭辯といつて誹謗するが、著者は忌弾なき批評はしながらも實に敬服の至りに堪へぬ剃刀のやうな鋭さ、氷のやうな冷めたい理智の頭の働きには。

第二一七例

嘘言をつくは盗人の初まりである、よくないことである、故にたとへ重症患者であつても、その病状はありのまま本人に云つてやらねばならぬ。

嘘言をつくは善いことか悪いことかと云ふ問題は、昔からの問題であつて、特に兒

童の質問に對しては、教師や父兄は困まらされることがある、茲に擧げた例もその一例であつて、若し今日か明日かわからぬと云ふ重症患者に對し「もう迎ても駄目である、醫者は今日か明日かわからぬと云つて匙を投げて居る、覺悟せねばなるまい」などと云へば、患者にはよい影響は決して與へぬ、即座に死んで仕舞ふかも知れぬ、而も飽くまで嘘言をついてはならぬと云ふ根本義を通さうとすれば、春秋の筆法を以てすれば「正直、患者を殺す」と云ふことにならないものでもない、これは重症患者についての話であるが、其他日常吾々の生活に於て、已むを得ず嘘言をつきつつあることが多々ある、例へば寄附金勧誘の訪問者のあつたときに、居留守を使はねばならなかつたり、長らく勝手に御無沙汰をして居た手紙の初めに、「多忙に取紛れ失禮のみ仕り候云々」と書き出したり、一生懸命下書きやら手習ひまでして書いた其の終りに、「亂筆御免」と書いて見たり、極く小さい容れ物に入れた僅か計りの遺骨であるのに、恰も死體が横たはつて居るやうに、大きな棺を重さうにかつがせたり、此等は皆要する

に嘘言をついて居るのである、盗人の初まりで絶対によくないことであらうか、徒然草に「その者につきてその者を費して害ふもの數を知らず、身に蝨あり、家に鼠あり國に盗人あり、小人に財あり、君子に仁義あり、僧に法あり」(九十七段)と云つて居る、君子が特殊の場合を顧みずに、仁義一本道に片寄るのがそれであらう。

第二一八例

政治は議論にあらず實際なり、死物にあらず活機なり、乗せるもの積は加へたるもの積より必ず大なりとは限らず、一に二を加ふれば其和は三なり、二に一を乗すれば其積は二なり、此場合に積は却て和より小なり、又二と二との和は四なり二と二の積も亦四なり、即ち時には和も積も同じことあるを知らざるべがらず、斯く見れば和と積とが劃然として大小の差率を生ずるは、三以上の數に於て初めて然るものにして、數が悉く一定の率に従ふものにあらざるを知るべし、政治の變化が常に三以上にあるは好ましきことにあらずと雖も、此處が即ち實際なり活機なり。(大正十年二月二日時事新報所載)

「乗せるもの、積は加へたるもの、和より必ず大なり」とは、普通に考へらるゝ所である、然るに一に二を加ふればその和は三となり、乗すれば其積は二に止まる、即ち「積は却つて和より小」となる、又た二に二を加ふれば四となり乗すれば同じく四に止まる、即ち和と積とは同數である、茲に於て「和と積とが劃然として大小の差率を生ずるは三以上の數に於て初めて然るもの」であつて、「數が悉く一定の率に従ふもの」にあらざるを知る」のである、即ち一般の場合としては「乗せるもの、積は加へたるもの、和より必ず大なり」は眞である、けれども一とか二とか云ふ特殊の數に於ては眞でないことになる。

第二一九例

賭博や賭博類似のことはよくないことである、従て三千圓の當り籤を看板に勸業債券を賣出したり、宴席で酒をかけて拳を打つたり、正月の遊びに密柑をかけて双六をしたり、煙草を立て、鐵砲で打ち落したり、實品をかいた福袋を賣出したりする、此等のこともよくないことである、何せならば

賭博類似のことであるから。

一七〇

一般の場合として、賭博や賭博類似のことはよくないことである、けれども勸業債券の賣出しは、國家がその必要を認めて許可するのであり、拳を打つのは宴席の座興であり、双六や煙草落しは慰みの爲めであり、福袋は年末年始の御愛嬌である、皆各々特殊の理由を持つて居るので、一概に原則に照し合はせて賭博類似として、不道德呼はりをするには出來ないであらう、一般の場合には眞であつても、特殊の場合には必ずしも眞でない、それを無理やりに如何なる場合へでも、推し擴めやうとするから、杓子定規になるのである。

第二二〇例

○關直彦君「……………我國ノ法制ニ依リマスと云フト、選舉權ヲ有セシムルノハ、概テ國家ニ對スル、義務的觀念ヨリ定メラレテ居ルモノデアルト信ズルノデアリマス、即チ其義務的觀念ト申シマスレバ、國費ヲ負擔スル、國費ヲ負擔スルト云フコトニ根據ヲ置イテアルモノト思ハレルノデアリマス、

故ニ私ハ重キヲ義務的觀念ニ置キマシテ、本案提出ノ理由ヲ説明シタイト思フノデアリマスルガ、……………苟モ國家ニ對スル義務ヲ負擔スル者ニ、權利ヲ與ヘルト云フ根本カラ申シマシテモ、是等ノ人々ニ向ツテ權利ヲ與ヘルト云フコトハ、決シテ不道理デナイト信ズルノデアリマス、……………」

○國務大臣(原敬君)「……………關君ノ御議論ヲ承レバ、關君ノ如キ聰明ナル人ニシテ、何故之ニ氣附カレヌカト云フ一點ガアル、關君ノ反覆丁寧ニ論ゼラレタノハ、國民ガ義務ヲ果ス以上ニハ、權利ヲ持ツノガ當然ヂヤナイカト云フ御議論ニ聞エルノデアアル、故ニ參圓ノ資格ヲ制限致サズトモ、國家ニ對スル義務ヲ果ス者ハ、選舉權ヲ有スルガ當然デアアル、故ニ普通選舉ヲ主張スルト云フヤウニ聞エルノデアアル、果シテソレデアラナラバ、何故婦人ニ選舉權ヲヤラナイカ(拍手)、婦人ニシテ何百圓何千圓——(「三百」ト呼ブ者アリ)多キハ何萬圓ノ稅ヲ取ラレルモノガアル、何萬圓ノ納稅ヲ致シテモ婦人ナラバ選舉權ヲヤラヌ、

ソレハ極メテ不審ナル事デアル、納税ヲ致シテ居ルカ居ラヌカ知ラヌガ、兎ニ角國家ノ義務ヲ盡シサヘスレバ、選舉權ヲヤルト云フコトハ、此論トシテハ大ナル矛盾デアル(拍手)……」

(大正十年第四十四議會衆議院速記録一七三—一七九頁)

關氏の論せられたのは、一般の場合についてであつて、即ち「選舉權ヲ有セシムルノハ、概テ國家ニ對スル義務的觀念ヨリ定メラレテ居ルモノデアルト信ズル」、從テ「國家ニ對スル義務ヲ負擔スルモノニ、權利ヲ與ヘルト云フ根本カラ申シマシテモ、是等ノ人々ニ向ツテ權利ヲ與ヘルト云フコトハ決シテ不道理デナイ」と述べられたのに對し、原首相はこの一般的の論據から脱出して、新規に婦人の選舉權と云ふ特殊問題に持つて行つて、國家に對する義務を果すものは選舉權を有するが當然ならば、「何故婦人ニ選舉權ヲヤラナイカ、婦人ニシテ何百圓何千圓ノ税ヲ取ラレル者ガアル」ではないか、然らざれば論旨が一貫せぬではないかと追及されたのである、然しながらこ

れは無理であらう、關氏の云はるゝのは一般の場合であつて、一般には義務に對する權利として、選舉權が認められて居るやうであると唱へられて、殊更に婦人の選舉權についての權利義務を云々せられたのではない、それを原首相は婦人と云ふ特殊の場合を抜き出して、敵論を壊しにかゝられたのである、「三百ト呼ブ者アリ」と速記録にあるが、見やうによつては三百とも云へやう、見やうによつては巧妙な論難攻撃の受方であり仕方であるとも云へやう、原首相は實に突差の間に突差の陣形を形造つて、敵陣に突撃し敵列を攪亂せしむることに、非凡な頭と辯とを持つて居られた。

第二二例

鴉片は毒藥である、故に絶対に人身に用ひてはならぬ。

鴉片は成程一般の場合には毒藥である、然しながら如何なる場合にも、如何程少量の分量にても、絶対に毒藥であつて、人身に用ひてはならぬと云ふことが出來やうか、或る場合或る分量を用ひるのは、人身に必要なことではなからうか、必要なればこそ醫師はこれを麻醉劑として用ひて居る、一般の場合と云ふのに拘泥して、特殊の

場合を顧みないが爲めに、議論が局して仕舞ふのである、融通の利かぬ老人や痾高い婦人などには往々これがある。

第二三三例

生あるものを殺すのは惨虐な行爲である、故に蚤や蝨を殺し、蚊や蠅をたゞき、南京虫に湯をあびせ、鼠を捕り、鶏を絞め、鰻を裂き、鼈を料理し、小鳥を焼き、豚を屠ふり、牛を屠すのも素より惨虐な行爲である、のみならずチビス菌、コレラ菌、結核菌、其他の微菌に消毒剤をかけたたり、日光に曝したりして、生を奪ふのも惨虐である。

一般の原則として生あるものを殺すのは、確に惨虐な行爲であるけれども、その一般の原則を、人間中心といふ特殊の事情の下に置かれて居る諸生物の上にまでも持つて来て、やはり真であると主張するのは誤りであらう、徒然草に「馬、牛、つなぎ苦しむること痛ましけれど、なくて叶はぬものなれば如何がはせむ」(百二十一)段)と言つて居る、一般の場合に於ける理由は、個々の場合に於ける理由とは、本来異つた基礎

の上に立つて居るのである、特殊の合計が一般其者ではないのである。

第二三四例

魚河岸に住んで居る人は、魚を賣買して生活して居る、あの鳥屋さ

んは魚河岸に住んで居る、あの氷屋さんも魚河岸に住んで居る、あの煙草屋さ

んも魚河岸に住んで居る、故に此等の人々も魚を賣買して生活して居る。

魚河岸は魚を賣り買ひする所で、その住民の大多数は魚を賣買して生活して居る、けれども住民の一人一人に就てその職業を調べて見ると、全部が全部、魚を賣買して生活して居らぬ、總體について真なることも一個一個については必ずしも真でない、この例は餘りに子供地味な例であるが、個々の成り立ちと、全體の成り立ちとの相違がよく判るであらうと思ふ。

三宅恒方博士が「取除け」と云ふ題で次のやうに述べて居られる。

取除けは殆ど總てのものにある様だ、魚は皆水に住んでゐるかと思ふと、トビハゼなどは平氣で水から出て來たり、鳥は悉く翼を持つて居るかと思ふと、「キヅイ」

と稱するものは翼をもつて居なかつたり、六本の脚を持つて居るものは總て昆蟲かと思ふと壁蝨かきの幼蟲も矢張六本の脚を持つて居たり、獸類は何れも四足で歩くかと思ふと蝙蝠の様に鳥に似た様子をしてゐるものがある。日本人は黄色人種との事であるが、白色人種に劣らぬ色の白い人が居たり或は黒ん坊と同等以上の黒い人も居る。歐米人はすべて文明人種かと思ふと野蠻人以上の事をやる者も少くない。

我々の日常生活にも取除けは澤山ある。平常は左側を通行しなければならぬが、軍隊に遇つた時だけは右側に避ける規則だし、汽車に乗つて辨當を買ふにはいつも行く方向へ向つて左の窓から頭を出せばよいと思ふと時には之に反する事がある。人を殺せば普通の場合には死刑になるが、狂人は無罪であり。墮胎をすれば法律に觸れるのだが、醫者が必要と認めた場合は差支がない事は人も知つて居る所であらう病氣に關しても不思議な除外例があつて、小生の知つてゐる人で、非常な不品行をやつても一度も花柳病に罹らぬ人がある、虎列刺病の様な激しい病でも同様な事

があつて、同じ腐つた蝟魚を二人して食つて、一人は其日に死んだが、もう一人は平氣であつたと云ふ例も聞いてゐる。

個人の性質にも同様な事がある。どんなものでも食ふが薙だけは食へぬと云ふ人があつたり、何事にも驚かないで、雷には眞青になる人もある、總てが非常に君子であつて、金にかけて丈けは小人以上であつたり、品行がどの點から見ても難の打ち様がないが女にかけてばかりは除外例があると云ふ人も少くないやうだ。

小生の知つて居る人で相應飲酒の害を説いてゐる人があるが、正月の寒い日に行つたら酒を出して呉れた。驚いて其理を聞く之は特別と云はれた。此特別と云ふ文句の中に無限の意味が含まれて居る様な氣がして、小生は其人の溫情に感心した又小生の知つて居る人で婿を探して居る人があつたが、何でも酒を飲まぬ人と云ふ條件であつたが、或る金持の息子の話を持込むと、其人は飲酒家であるに拘らず賛成を得た。

學校時代にいろ／＼の學科で苦しめられた。英文法などと云ふものは可なり曖昧なもので、或る場合に冠詞をつけなければならぬかと思ふと、例外があつて取らなければならなかつたり、或る前置詞の置き方で意味が反對になつたり不絶除外例で苦しめられた。獨逸語は正確だと聞いて居たが、矢張相應に除外例がある様だ。羅旬語の變化にも澤山除外例があつて、夫を間違へて先生から叱られた事に度々あつた。つまり文法は除外例で苦しむものと考へればよい様だ。

通り一遍の學說などは其道の學者を俟たなくとも普通の智識があれば本から學ぶ事が出来る。學者として尙ぶべき點はいろ／＼あるであらうが其一面は如何に多く除外例を知つて居るかにあると思ふ。然るに今日學者として自らも任じ、人も許して居る人の中に、何等除外例を知らず、水に住むものを魚とし、空を飛ぶものを鳥とする人も少くない。又生徒も澤山の除外例を設けると講義が不明瞭だなどと苦情を云ふ場合が少くない、しかし除外例を必要としないのは小學校の教科書位であら

う。除外例を知ると否とは學者であるか否かが分るのみならず、文人と素人との別るる場合となる事も多い。(大正十年二月十日毎日新聞所載)

大體一般と特殊との關係が解つたであらう、尙ほ著者が氣付いた二三の例を擧げて見やう。

第二二四例

歐米では肉體を露出するのは、失禮千萬な事だと聞いて居ると夜會の時には貴婦人達は、肌を遠慮なく露出して、南洋の蠻人其處のけと云ふのがある、凡て薬は苦がいのもの、苦がければ苦いほど利目のあるものと思はれて居たが、蜂蜜や、甘草や、淺田飴は苦くない、「女湯に男は這入つてはいけないといひますが、お母さんは何時も僕を女湯へ連れて行きます」と先生に訴へた子供があつた、名物に美味いものなしと諦めて居たが、鹿兒島の櫻島で食つた大根は案外美味かつた、何んでも數を増せば大きくなる重くなるといつたら、それでは七十や八十の老人は、益々丈は高く益々目方は重くなるかと問はれて

少々返答に行き詰つた、京都の嵐山は櫻ばかりだと思つて居たら、秋の紅葉や中秋の月の眺めも又た一しほだから、是非一度遊びに来たまへと云ふ手紙を受取つて、再三読み直した、人を殺すのは善くないと平生口癖の様に云つて居ながら戦争に行つて勳功を樹て、金鵄勳章を貰つて來た砲兵曹長があつた。

第二節 特殊 一般 (From a special to a general case)

特殊一般の不顧事情の曲論と云ふのは、特殊の場合に眞なることを、一般の場合にも眞なりとする曲論である、即ち一般特殊の正反對のものである、従て實例も前の例を反對に掲げたらよいのであるが、次に異つた例を擧げて行かう、この曲論は最も多くの人が犯す曲論であつて、揚げ足取りには都合のよいものである、Lotze は偏狹精神の表明だと云つて居る。

第二二五例

○鈴木梅四郎君「議會解散ニヨリ政友會ガ絶對多數ヲ得シハ政府ノ爲ニハ祝賀ニ堪ヘザルモ此機會ニ於テ一言御注意申上ゲン昨日ノ本會議ニ於

テ濱口雄幸君ノ演說ニ對シ政友會ノ執ラレタル暴狀言語ニ絶エタルモノアリ併シ如何ニ多數黨ト雖モ多數ヲ恃ンデ反對黨ノ言論ヲ壓迫スル如キハ立憲政治家ノ態度ニアラズ本豫算總會ニ於テモ同様ノ事ナカラン事ヲ希望ス……………」

○國務大臣(原敬君)「御質問ニ答フルニ先立チ御忠告ニ對シ一言御答へ申上ゲン鈴木君ハ少數黨ノ彌次ハ默過シ多數黨ノ彌次ノミヲ答メラルルガ如シ併シ多數黨ノ彌次非ナラバ少數黨ノ彌次モ亦排スベシ……………」

(大正九年七月八日朝日新聞所載)

一般に彌次其者の善い悪いより云へば、原首相の唱へらるゝ如く、「多數黨ノ彌次非ナラバ少數黨ノ彌次モ亦排スベシ」である、けれども此場合鈴木氏の非難せらるゝのは、「如何ニ多數黨ト雖モ、多數ヲ恃ンデ反對黨ノ言論ヲ壓迫スル如キハ、立憲政治家ノ態度ニアラズ」即ち多數を恃む反對黨の彌次についてある、多數黨に屬する特殊の彌次である、特殊の場合を論據としたものを、一般の場合に擴大して、彌次其者の